

第20回長野県治水・利水ダム等検討委員会

日時 平成15年1月15日(水)午前10時から午後4時まで

場所 百景苑 2F 「百景の間」

出席者 宮地委員長以下11名出席(大熊委員、高田委員、風間委員欠席)

田中治水・利水検討室長

それでは、定刻となりましたので、只今から第20回長野県治水・利水ダム等検討委員会を開催致します。開会にあたりまして、宮地委員長からご挨拶をお願いしたいと思います。

宮地委員長

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。年が明けまして2003年の最初の委員会ということになりますけれども、年頭でいろいろお忙しいところ、また今日は、あいにく北の方は雪でございまして、足元もよくなかったんですが、ご出席を頂きましてありがとうございます。昨年の最後の委員会で、薄川小グループからの報告、それから部会からは郷土沢と上川の部会報告をそれぞれ頂きました。それで本日はメインなテーマと致しましては、この3つの河川流域についての委員会における審議を始めて参りたいと思っております。それから、現在まだ部会としての審議を行っておりますところに角間川と黒沢川、駒沢川、3河川の流域がございまして、それらについてもいろいろご報告を頂きたいと思っております。新聞を拝見しておりますと、いろいろ難しい問題が出てきておるように承っておりますが、ひとつ、その辺についても承りたいと思っております。それから、前回委員会で決めましたとおりに、1月、2月には今回を含めて5回ほどの委員会を予定しております。私どもの任期も6月いっぱいでございますし、その間に、県会もございまして、選挙もあるわけでございますので、出来るだけ効率よく審議を進めてまいりたいと思っております。どうぞ、皆様方から建設的なご意見を頂いて、うまく議事を進めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

田中治水・利水検討室長

ありがとうございます。只今の出席委員は14名中10名でございます。条例の規定によりまして、本委員会は成立致しました。それでは、議事に入って頂く前に、資料の確認ということで、お手元に資料1・部会報告資料、それから資料2・利水ワーキンググループからの資料ということで、お渡ししてありますので確認をお願いしたいと思います。それでは、委員長、議事進行をお願い致します。

宮地委員長

承知しました。それでは、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。今回は五十嵐委員と石坂委員にお願いを致しますので、よろしくお願い申し上げます。まず、部会から報告を頂きたいと思っております。黒沢、角間、駒沢でございますが、黒沢川の高橋部会長からひとつよろしくお願い致します。

高橋委員

おはようございます。14回の部会の報告をさせていただきます。実は、昨年の12月の26日に14回の部会を予定しておりましたけれども、この前、私、私的な用事ができまして、実は1月7日に開催させていただきました。議事の内容でございますけれども、お手元に配布してあると思っておりますけれども、まず、財政ワーキンググループからの試算の報告を頂きました。それから、県の財政改革推進プログラム(案)について、この検討委員会での審議の状況を頂きました。それから、利水問題の審議を進めるにあたりまして、利水ワーキンググループから本日提言があると思っておりますけれども、私の方からお話を致しました。次に黒沢川の水収支について確認をして頂いております。それから、治水・利水対策案に対する全委員の意見を聴取致しました。それから、公聴会に示す案を審議して頂きました。決定事項でございますけれども、公聴会には治水は調整池案と多目的ダム案、利水はダムなし、これは水利の水の配分案と上水道地下水案、2つに分けて、ダムなし、ダムあり(多目的ダム)案を示すことを確認して頂きました。従いまして、公聴会は1

月25(土)でございますけれども、午後1時30分から三郷村公民館で行うことを確認して頂きました。次回(15回)は1月29日に行くことで確認を頂きました。以上でございます。

宮地委員長

はい、ご質問があるかもしれません。部会の方をまとめてご質問頂きたいと思いますので、先に報告を済ませて参ります。角間川の方は、今日は風間部長、ご欠席でございます。それで、事務局の方からご説明頂けると伺っている。よろしゅうございますか。お願い致します。

事務局(治水・利水検討室)

それでは、角間川部会の報告を事務局より致します。資料は6ページ、7ページでございますが、第6回まではすでにご報告済みですので、7ページの第7回の報告をさせていただきます。第7回の部会は今年15年の1月7日に中野市において開催致しております。議事及び決定の内容でございますが、まず各委員から出されました質問事項について説明と質疑を行ってございます。そのあと「長野県財政改革推進プログラム(案)」につきまして、前回の検討委員会での質疑内容を踏まえ、事務局より報告を致しました。また、その折に風間部会長より、検討委員会でのやり取り等を補足説明等も頂いております。次に、「利水問題の審議を進めるにあたって」ということで、利水ワーキンググループの座長でもあります石坂委員さんより、各委員に説明を受け、質疑を同じく行ってございます。次に幹事より示しましたパラペットを主体とした河床掘削と堤防嵩上げを組み合わせた治水代替案の審議を行い、部会の総意として、これを決定しております。また、これを財政ワーキンググループに費用算出を依頼することとしております。次回の予定でございますが、あさってでございます。1月17日に今度は山ノ内にて開催することとしております。この折に、北陸新幹線建設の県の窓口であります高速度・北陸新幹線局より高社山トンネルの湧水や地質状況について説明を受けた後、2月初旬の公聴会を念頭におきながら、利水代替案の審議を行うこととしております。以上でございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。それでは、もうひとつ、駒沢川の方で藤原部会長、お願いを致します。

藤原委員

お手元の8ページ、9ページが駒沢川部会の審議状況ですが、第5回までは前回の時に報告をしておりますので、今回は第6回1月10日開催の駒沢部会の報告を致します。最初に「利水問題の審議を進めるにあたって」ということで、利水ワーキンググループからの提言がありました。それから、県の「財政改革推進プログラム(案)」というものについての概要、この2つについて、事務局から説明をして頂いて、質疑を致しました。次に、前回までに各委員から提出してもらった治水・利水対策案について事務局で取りまとめた資料がありますから、それを配布して、事務局から説明を受け、それについて各委員から提案の趣旨を説明してもらいました。その間に各委員からの提言では、ダム案、ダム縮小案、ダムなし案というふうに3分されたんですけど、質疑の過程でダム縮小案というには具体性を欠くということから、これをダム案に統合するということで了承を得まして、検討事項としては、ダム案とダムなし案に絞ることに致しました。しかし、この件については、まだ議論が煮詰まっていないので、次回、明日なんですけれども、第7回の部会で検討するという事で持ち越しとなりました。なお、複数の委員から2件の参考人招致という要望が出ました。ひとつは地下水の問題について、この調査を平成3年にやった松本サクセンからの説明を受けたいということ、もうひとつは地元の人達からの意見を公聴会では聞くのとは別に、責任ある立場の人からの意見を聞くということで、小野地区の区長、それから、簡易水道組合の運営委員長、それから、水利受益者の代表者、その方の意見を公聴会に先立って第7回の部会でお聞きするというようなことになっております。なお、今後の運営についてですけれども、明日16日の第7回部会で、治水・利水についての最終案というものを一応、具体的な形として決めて、これを財政ワーキンググループに出そうと思っております。そして、この財政ワーキンググループからの報告を受け、1月の27日に第8回の部会を行って、そのまま順調に推移すれば、2月の8日に公聴会を行いたいと考えております。なお、明日11時から河川横断についての現地調査

をするということも盛り込んでおります。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。いろいろと新年早々精力的に部会を開いて頂きまして、それからまだ聞きますと、この明日以降も続けてあるようでございます。大変でございますが、いかがでしょう。いろいろご質問あるとも思いますが、伺ってますと利水の問題というのは3部会とも共通にございまして、あとで利水のワーキングの座長からご説明があると思いますが、その他に何か、特に補足しておかれることはございましょうか。はい、どうぞ。

藤原委員

一応、利水ワーキンググループのこの提言というものを説明したんですけども、委員の中には本当にこれが実現可能性があるのかどうかという不信感がやはり拭えないんですね。ですから、そのところで、部会長に大丈夫ですかというふうなことを委員から出されるんですけども、何とも言えないという状況になっておりますので、その点についてもう少し、ある程度説得できるような説明を今日頂きたいと思います。

宮地委員長

利水の問題、これからの部会では大きな問題に、どこもなっているようでございますが、そういう意味で、後の利水の座長さんからご説明を伺って、またいろいろご意見を伺ったらと思いますが、いかがでしょう。他に何かございますか。藤原先生、今のようなことによるしゅうございます。

藤原委員

はい、結構です。

宮地委員長

それでは、部会の報告は以上で終わったということに致しまして、次に利水のワーキンググループからのご報告を頂きたいと思います。石坂さん、座長、お願い致します。

石坂委員

では、ご報告致します。今の黒沢、角間、駒沢の各部会の中で、既にこのワーキンググループの提言についてご説明差し上げ、またそれについて議論になったという報告がありましたけど、今改めて説明申し上げます。前々回の検討委員会でお昼休みの時間を利用して、このワーキンググループの3名がお昼休みに昼食を取りながら、ワーキンググループの意思統一、意見交換をしまして、その時に3名のワーキンググループとして一致した点をあくまで各部会の討論材料に役立てて頂きたいということで、口頭では前々回の検討委員会、それから前回の検討委員会では私が報告しているものを改めて文書にしたということ。それから、それに関連する資料につきまして、幹事にもご苦労頂きまして、参考にできると思われる資料について添付をさせて頂いたという中身ですので、ご説明に入る前にその点についてご了解をお願いしたいと思います。それでは、ご説明したいと思います。今申し上げましたように、口頭でご報告致しまして、確認して頂いたものを文書にしたものです。それから、考え方と致しましては、ワーキンググループが何かひとつの方向について提案するというのではなく、各部会、それから、それをまた受けたり、キャッチボールをしていく検討委員会のあくまで議論の参考にして頂くための資料を提供したと受け止めて頂きたいと思います。提言は大きく3つです。1としまして、資料2を見て頂きたいんですけど、この間問題になっております、今もそのところで多分、駒沢部会の部会長さんからも疑問と不信というご意見が出たかと思えますけど、利水に対する県の支援の問題についてです。このことについての考え方ですが、上水道事業者は、水道法第6条の規定により原則として市町村であるが、上水道の取水も含めた多目的ダム計画を今まで長野県は進めてきたわけですので、その経過から、県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限として、市町村水道事業者に補助することを検討すべきである。また、補助対象は新たに必要となる利水のための関連施設建設費等の初期費用に対してとし、維持管理費は対象としないことを原則とするが、ダムに比べ維持費が極端に大き

くなる場合などもあることから、補助対象については、関係市町村と県が協議のうえ、決定すべきである。ということで、一見、反する2つのことを言っておりますが、あくまで一般的なことを今までの経過を踏まえて、述べているということです。ひとつは多目的ダムからの取水ということで、市町村とともに進めてきたという経過から、県の責任として一定の財政支援が必要であろう。その場合に上限としてはダムを造った場合に、県は一定の財政を支出したことになったわけですから、それを上限として支出するという責任が本来あるということ前半では述べております。しかし、県の財政改革推進プログラム(案)のご説明も前回受けておりますように、県の財政状況が非常に厳しいということ、また、制度上の義務とか市町村が水道事業者の主体であるということから、それを踏み越えた支援についてはいかがなものかということも検討しなければならないということで後半の部分になるわけですが、そういう経過を考えると、多目的ダムからの取水でない新たな利水の方法を考えた場合、今までの経過から見ても、その関係施設の初期投資に対して位は最低限県の財政支援が必要になるのではないかというのが利水ワーキンググループとして一致した見解です。これを具体的に各流域に今後どう生かしていくかという部分につきましては、一番最後に述べております関係市町村と県が協議の上、もちろん部会や検討委員会の議論の方向も生かしながら決定して欲しいということを第1点目としては提言しています。2つ目にはこの間問題になっております水利権の転用問題です。この問題につきましては、慣行水利権は数百年に及ぶ歴史の中で、利水者が自らの手によって維持管理され、この歴史の中で水利紛争を通して、当事者間での直接的な対話によって解決され、成熟してきた。利水の水源問題は、まず水需要の実態を把握し、適切な水需要予測を行った上で、供給不足がある場合には、新規水源開発あるいは農業用水等の転用の水利調整を図ることとなるが、水利調整は当事者間での話し合いによる合意が原則であり、県は適正な水需要量の把握と、流量等の河川情報提供に関する支援を行うことが適当と考える。この農業用水転用の問題については、ここでも述べておりますように最終的にはあくまで当事者間の合意によってしか転用は難しいだろう。是非十分な話し合いの結果、お互いに理解を合意を勝ち取って欲しいということを述べております。ワーキンググループのメンバーの意見の中では、私も含めてなんですけど、あの、この水利権転用問題が解決すれば、今、いろいろご苦労されている利水の新たな方向を見出すことができるという点で、多目的ダムの計画を進めてきた県の責任においても少し踏み込んだ水利権の転用の調整を図るべきではないかという意見がありました。今もあります。感情的にといいますか、経過から見てもある意味で当然のことではあるんですけど、やはり、県が踏み込んだ調整を行ったとしても、最終的に当事者間の合意がなければ、非常に難しい問題を逆に生ずるという関係にもありますので、この文書に述べておりますように、あくまで合意を勝ち取って、当事者間の合意の上で必要な場合には転用を図るような、そういう方向を是非見出して欲しいということにとどめる表現になっております。3番目に暫定措置の問題です。水需要が逼迫し、新規水源対策を行わなければならない状況において、恒久的な水源対策を行うまでの暫定措置として、砂防堰堤の利用や暫定豊水水利権の取得が考えられる。砂防堰堤の利用に関しては、砂防堰堤の設置目的から流水安定を求めるとはできないため、砂防堰堤による水利権の取得はできない。しかしながら、利水者と県等が協定を締結する中で堰堤からの放流水を利用することや、将来の水源地措置が確実であり、緊急性等がある場合、河川流量の内、豊水の使用が認められる暫定豊水水利権を取得することも暫定的な措置として考慮すべきである。ちょっと回りくどい言い方になっておりますが、例えば、砂防堰堤からの取水を、実際に協定を結んで利用しているところも全国にはいくつかあります。現実には水が利用できる状態にあり、地域の合意が得られて、それを県が許可すれば、あくまで暫定的な措置で本来の目的とは、多少違う部分もありますが、利用できないものではないということはこの3番目では述べておまして、関連の資料にもいくつか法的根拠となるものについてもお示ししています。以上の3点におきまして、役立てて頂けると思われます資料について、7つ添付しております。その内、いくつか簡単にご紹介したいと思いますけど、ひとつは一番新しい最近の検討の資料で同じように利水問題を、特に水利権転用問題などを含めて検討しております淀川部会の水利権ワーキンググループの資料を一番目に添付致しました。その淀川部会の水利権ワーキンググループの資料の2枚目を見て頂きたいんですけど、先程3つの転用の中で2番目に述べました水利権転用問題です。ちょっと読みたいと思いたくけれど、最初から4行目からです。慣行水利権の成立が農民達の営々たる努力によって築かれ、それぞれ数百年に及ぶ歴史の中で農民達自らの手によって維持管理されて、河川流水の一部を排他独占的に支配する権利として認められて、さらに、この歴史の中で、再三再四の水利紛争を通して、紛争当事者間での直接的な対話

によって解決されて、成熟してきた。(この間において、水利紛争の調停に幕府等の公権力が介入して解決が図られたことはなく、水利紛争の調停は常に、関係水利団体の直接的な話し合いで決められたものである) という、一応歴史なんですけど、つまり、最終的に当事者間の合意なしには難しいということをごここでは述べたうえで、次の4に行きますけれども、水利転用の課題ということで、都市化によって農地が住宅地・工場用地等に開発されて、水田が減少し、農業用水には余剰が生じてきている。一方で、都市に人口が集中し、飲料水と工業用水の需要が急増した。特に、高度経済成長下においては、著しい都市用水の需要が伸びた。農業用水の余剰を都市用水に回すことによって、この需要増に対応することは可能であったと思われるが、上述の慣行水利権の解釈が河川管理者と水利団体とで、かけ離れ、学説においても両者の考え方は一致することなく、新規の需要に対して、転用を基にする水利調整の手法により、水資源開発をダム等の建設で行う土木的手法が手っ取り早く、また、当時の経済事情も公共事業の拡大を望んでいた。しかし、現在の事情は異なる。新規ダム開発は、それぞれのダムサイトにおいて深刻な生態系保全等の環境問題を抱え、さらに、経済・財政事情は新規の大規模公共工事を拡大する状況にあるとは思えない。また、「持続可能な開発」を実現するためには、現在の開発は出来る限り抑制し、次世代のために開発余力を温存すべきであると考えられている。水需要分析から、新規の水利開発が必要かどうかを考える前提に、現在の水需要分析を徹底的に行うべきである。その上でなおかつ供給不足があった場合、新規ダム開発か、あるいは、水利権の転用をもとに水利調整をはかるかを選択することになる。ということで水利権問題を新しい情勢の発展の中で是非関係者の十分な話し合いの中で物別れということだけでなく、合意を是非得て解決をして頂きたいということで、この淀川部会の水利権ワーキンググループの議論や資料なども生かして頂ければということで、添付をさせて頂きました。それから、ずっと括って頂きまして、真ん中辺ですけど、都市用水への転用、水利権の問題なんですけど、棒グラフがあります。何枚目かな、真ん中よりちょっと後ろの方です。最後の終わりから6枚目です。都市用水への転用という大きなタイトルになっていますが、その真ん中の棒グラフ見て頂きまして、関東など都市部がやはり、多いわけですけど、実際に農業用水の多用途への転用状況が現状のように、この棒グラフのようになっていますので、これらも参考に議論を進めて頂ければということです。それを2枚ほど括って頂きまして、最後から5枚目ですけども、左側のページですが、これは県が事業主体になります農業用水再編対策事業の仕組みについて、分かりやすい解説が1ページに載っておりますので、これらももし生かせるようでありましたら参考にして頂ければと思います。それから、最後から2枚目の紙になりますけれども、右側のページです。砂防法の第4条、6条について、ちょっとカタカナでちょっと分かりにくいんですけども、これをここに添付致しましたのは、先程の提言の3番目、暫定措置の問題で、砂防法につきましては、第4条で一定の行為を禁止、もしくは制限することを得、となっていますが、これは分かりやすく読めば、一定の行為を禁止もしくは制限することができるということであって、全面禁止ではない。つまり暫定的な措置ではあるけれども、可能であるならば、砂防堰堤からの利水、取水も地域の合意、協定などに基づき、県が許可すれば可能ですというふうに、この4条は生かせるという資料として添付してあります。現実の、そういうことに基づいた協定につきましては、その後2枚に添付してあります。それから、ちょっと後先、最後から4番目の裏側、左側のページですけど、同じような考え方に立ちまして暫定豊水使用許可の審査にあたっての留意事項について、という資料についても添付してありますので参考にして頂ければと思います。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。利水でいろいろ難しい問題が出ていますと、部会長さん、どうでしょう、これ。石坂座長に伺います。この淀川部会の参考資料は、もうすでに配ってあるわけですか。それもうご存知なんですか、部会の方では。

石坂委員

同じものをお配りしております。

宮地委員長

そうですね。かなり具体的な考え方はご存知であると。

高橋委員
委員長、いいですか。

宮地委員長
どうぞ。

高橋委員

まず、この利水ワーキンググループの提言の中で、2番、3番については良いんですけども、1番の県の支援というところですけども、これは委員会から提言がありましたので委員会としてこれをどう扱って頂けるか。私は是非この辺ははっきりして頂きたい。でないとならば先程、藤原委員が申しましたように、提言で済ませるものではないだろうと、私は思っております。お願いします。

宮地委員長
はい、どうぞ、藤原さん。

藤原委員

高橋さんと同じなんですけども、結局「県の支援について」については、やはり本当にこういうことが保証されているのかどうかというのは、非常に委員の方には心配の種になっているわけですね。駒沢川部会の場合は、利水・治水と言っても治水の部分については比較的深刻な状況がないわけです。むしろ利水の問題が中心になるわけなんです。そうすると、例えば縮小案、ダム縮小案の中には、治水の問題よりはむしろ利水の問題で、利水ダムという話がちょっと出ると委員の中に町長さんがお出でになって利水ダムという話は、全部地元につなげるから、とてもそういう話しは無理、要するに多目的ということで、今まで利水分についての負担が少ないわけです。駒沢川の場合にも総事業費は60億ですけども、このうち、利水で地元が負担するのは1.7%、1億200万円です。それでもって、水が取れるということで考えていたのに、利水ダムですと何10億というのが全部かかっていくし、またダムによらないということで、地下水に頼るとなれば、井戸を掘らなければいけない。それから、駒沢川の場合にはひとつ下町水源というのがありますが、そこは砒素が出ている。砒素の除去装置を作るということになると、これはどのくらいかかるか分からない。もしダムの場合には、1億200万の地元負担と考えているのに、もし、他の方法ということになった時に、10億とかそれを超えるような額になっては、とても町では持てないし、勿論このところは、2、500人分の簡易水道ですよ。ですから、僕、ちょっとこれを見て考えてみて、昔は、以前はお金がたくさんあったから、2、500人分の簡易水道に60億のお金をかけて、ダムを造るという発想があったんだと思いますが、今はとても難しい話だろうと思うんです。地元は1億200万という数字が出ているわけですから、それを超えるような負担はとても難しいということなんです。なかなかダムなし案というものに合意できないというのが、利水の部分を考える人の中にもいるわけなんです。それでもって、ひとつは財政問題が非常に厳しいからダムを造ることは難しいという話と、もうひとつこの利水ワーキングから出された県が支援してくれるからということをお願いするんですけども、やはり本当にそういうことに頼れるのか、どこが保証してくれるのかということになってくると、なかなかそのところは踏み切れないわけですよ。ですから、明日も多分駒沢部会ではこの問題が出てくると思いますが、利水の問題について、どの程度県が支援をする、例えば60億ということで考えると、県の負担は2割というふうに考えれば12億ですよ。そうすると12億までは上限と書いてあるから、12億までは面倒見てくれるのかということになると、そんなことは検討すべきであると書いてあっても、上限としてこれだけの支援をしてくれますとは書いてないわけです。すると、もし、そういうことになってしまった場合にはとても辰野町では負担はできないということなんです。ですから、このところの保証というか、どの程度信頼性があるかということについて、ある程度この検討委員会の意見を聞かせて頂いて、明日の部会で報告したいと思っています。

宮地委員長
はい、ありがとうございました。どうぞ、石坂さん。

石坂委員

同じような議論が各部会でされていると思うんですけど、先日の角間川部会でも、私の方から今のワーキンググループのご報告をしましたら、何人の方からご質問がありまして、一番多かったのがこの1の点について同じようなご質問でした。本当に財政支援が得られるのか、保証があるのかということですが、そのご質問に対してワーキンググループの立場で大丈夫ですか、しますとか、そういうことは言える立場にありませんので、ワーキンググループとしてはここまでの提言が限界ではないかと思っています。ですから、先日の角間川部会でご質問にもお答えしたんですけど、新しい段階での今後のあるべき姿として、このワーキンググループの提言しております前半と後半を加味しながら、やはり各流域の実情で、それから全体のあるべき姿と現実可能な状況と、これらを踏まえて部会と検討委員会で提言していく以外にないと思うんです。それを実行するかしないかは、最終的に知事の決断、県がお決めになることなんですけど、今やると言わないから提言してはいいけないということではないと思うんです。あるべき姿をここで議論をして、私は部会と検討委員会が議論を練る中で具体的に新しい提案をしていくという方向にもって行くしかないんじゃないかと思っています。非常に難しい問題なんですけど、それは触れないわけにはいきませんし、また財政ワーキンググループのお力もお借りしなければいけないかもしれませんけれど、やはり、私達自身がここで知恵を出し合って、議論して提言をしていかなければならないんじゃないかということで、そこからは、ワーキンググループの仕事からは乗り越えて頂きまして、是非、部会と検討委員会の議論でお願いをしたいと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。松島（信）さん。

松島（信）委員

同じことは郷土沢もそうですね。

宮地委員長

私もちょっと申し上げようと思ったんです。

松島（信）委員

ですから、共通した事項として水道事業に対しては市町村が事業主体である。それに対して今、多目的ダムということで県と合意してきた。そうするとこのワーキンググループの最初にも書いてありますように県もそれに対して責任を持つと書いてありますね。その責任というのはどういう形かということをはっきりしなきゃ。町長さんとか村長さんの言葉を借りれば、水道に関してこういう形で来たものを今更ダムを止める。従って水道についても、また新しい形のものを模索していかなきゃならん。県が口を出した以上口は出しても金は出さないじゃ絶対済まされないの、金は絶対付けないと話にならないという態度、姿勢はどこの部会も共通しておるんですね。それに対してどう検討委員会で、さっき石坂さんが言われたように、具体的に対応するかということしか、やるべきことはないんじゃないかと思うんですけども、検討委員会においては、それぞれの部会毎が一番これはいいぞと思われるような方法を具体的な形で答申することじゃないかなと思っています。

宮地委員長

今、竹内さんとも、実は郷土沢、もう既に部会の報告が出ているわけですが、やっぱり、同じ問題あったんだろうと私思います。その辺は部会の報告も検討委員会でやっていく中で議論が出るんだろうと思っておりましたけど、やっぱり考えてみるとこの話はひとつの部会特有のことではなさそうなものですから、いろいろ出して頂いて、今の段階で、後で部会の報告、審議に入りますけども、それと関連する前に、ちょっとここで何かお話しを頂いたほうがいいんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。

竹内委員

財政負担の問題、いずれにしても、村長さんにしてみると、どうなるか分からない、村の将来、村

自体の財政そんなに豊かということもないと思うんですけど、どちらがいいですかと言われた時に判断として、明確になってない段階でどうしても良いということが言えないのが率直な状況じゃないかなと思います。ですから、論議の経過の中でダムなしで一本で行きましょうということが例えば、提案したとしても実際にはその部分が明らかになっていない現況の中では、どうしても判断材料として良いということは、当然責任者とすれば言えない。それは私自身も気持ち分かりますし、そういうことだろうと思います。ですから検討委員会で当然方向出して、それを受けて知事が判断するというところでしょけれども、何と云うか、明確にならなければ、やっぱり、判断できないと思います。そういう論議の経過だったと思います。

宮地委員長

いかがでしょう。それぞれの部会にご出席になって、黒沢、駒沢、角間、郷土沢、これだけ合わせるとほとんどの委員はどこかに嘸んでいるわけでごさいます、その内情をよくご存知じゃないかと思うんですが、やっぱり、はじめに率直に申しますと、利水に関する負担をなるべく減らすために多目的ダムを選んだというのが、率直なところはあるような感覚は致しますけども、だからといって、それが決して悪いというふうにはなかなかいえない。一方、上水道というのは市町村のやる仕事だということになれば、ある程度金も確保しなきゃいかんという感じもせんではないんですけど、その辺のことをどう考えていいか、私は本当にここでこうやれと言って本当にやれるかどうか分からんにしても、やっぱり、さっき石坂さんがおっしゃったようにこの検討委員会の中で是非考えて欲しいということを委員会として強く県の方へ提言をしないと、進んでいかないんじゃないかという感じがするわけです。現実的にお金がどれだけ確保できるかは別としまして、そういうことは是非強く考えると、幸いかどうか、前回の県の財政の問題について県からお話を頂いた時も、こちらからの話によっては、利水というか、ダムの問題というのは特別な枠で考えることが可能だということ強くおっしゃっておられたような気も致しますし、そういうこと必要じゃないかと思っておるんですが。どちらから行きましょう。じゃあ、高橋さん、どうぞ。

高橋委員

この問題については、先程藤原委員が言っておりましたように、確約されるのかという話になってくるわけですが、これはあくまでもワーキングの提言でありまして、私は委員会で答申の中にこれは付けるんだと、こう説明をずっとしてきてるんですけども、額が多いだけに非常に不安だということなんです。先程以来、市町村長は本当切実な問題なんです。ですから、さっき松島（信）委員が言って頂いたように、口を出した以上、金を出さないなんてそんな無責任なやり方っていうのは、これは私は納得いきませんよ。やはり、口を出すからには金も出さないと、これだけの住民をまとめていけなんて部会なんかできませんよ、それは。ですから、私はこの委員会ではっきりしてもらいたいんです。答申に付けて出すなんて、そんな生易しい話じゃないです。その辺ははっきりして頂きたい。そうでないと進められない、上水道問題については。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

今の高橋さんと同じなんです。というのは、部会でダム案とダムなし案に大きく分けて審議をしても、結局負担のことから考えると、やはり多目的ダムという選択になる可能性というのは非常に大きいわけです。特に地元の利水に係る負担金というものを考えると、先程申し上げましたような数字が出てきちゃってるもんですからね。そうすると、ダム案とダムなし案ということで審議をしても、何か空回りしているような感じがするんです。そうなってくると両論併記というふうな形にせざるを得ない。何のための審議かという感じが一方でしてます。それからもうひとつはこの利水ワーキングのところでは石坂さんが配ってくれたこの淀川部会の資料なんです、これ見てて、ちょっとこれはどういうつもりなのかと思って見ているのが、この淀川部会の一番最後のところでオモチャとかお菓子をねだる子供と親の話が出てるんです、これね。オモチャやお菓子を欲しがると駄々っ子に、言いなりになって与える賢くない母親のようなもので、駄々っ子はひたすら自分の欲望のために新しいものを欲しがり、母親はそれに言いなりになって、買ってやるようなも

ので、よい教育とは言えないし、こんなことをしているといくら収入があっても足りない。オモチャの場合もお菓子の場合でも、子供の健康や将来が案じられ、よい結果を生むとはとうてい考えられない。骨太の賢い子供を育てるには、与えることとそれがどのように使われているのかをよく知ることが大切である。親子で壊れたオモチャを修理したり、素朴な材料で手作りしたり、大事に使う楽しみを教えたりすることが大切で、電池が切れたからと言って、新しいオモチャを買ってやるような親にはなっていないというようなのがここについてるんです。どういつもりでこれ付けてるんだか、そのところ、ちょっと説明して頂きたいと思うんですが。

宮地委員長

藤原先生、何ページですか。

藤原委員

枚数で言うと5枚目くらいです。

宮地委員長

淀川部会の。

藤原委員

4枚目で、ページで言えば7ページぐらいになるんでしょうか、もし付けるとすれば、今、読み上げたようなことが、入ってるんですね、これ。

宮地委員長

絵の描いてあるところの右側ですね。

藤原委員

絵の描いてあるその反対側ですね。これ何のためにこういうのが付いてるのかと思って、ちょっと要するに、ダムを欲しがるといのはということは何ですかということなんですけども。これを付いてたんでちょっと気になったんですが。

石坂委員

はい、いいでしょうか。全体の議論の過程があると思いますけど、淀川部会でも。このことだけで、私もちょっと正確には分かりませんが、ただ、資料そのものを提供したほうが、いろいろこちらがコメントするよりはいいだろうということで、そのものを抜粋した中でこれも付いていたということですので、取り立てて他意はないということは是非お汲み置き頂きたいんですけど、このオモチャとお菓子の例がいいかどうかは別としまして、淀川のワーキンググループの中でこういう事例が出されたのは、今もちょっと最後にお話があったような開発優先という、そういう考え方からなるべく現状を生かしてやるという考え方も角度を変えればあるじゃないかという事例として、これは出されているように前後を見ますと、そんなふうに取り取れます。この例が実際に一番よい例かどうかというのはご意見のあるところだとは思いますが。

藤原委員

ただこれ淀川部会というのは国土交通省が設置した部会ですか。

石坂委員

そうです。

藤原委員

だから、それにこういうことが入ってるわけですよ。別に国土交通省の意見だとなってませんが、国土

交通省が設置した淀川水系の治水・利水を考える部会ですよ、この資料というのは。

石坂委員
そうです。

宮地委員長
先日の新聞によりますと、淀川水系の利水だとか何とか提言がありましたね。こういう方向で行くんだというような。かなりの議論が決まったようなことを、私は新聞で拝見しておったんですが、それとこれとは繋がってるんですか。

石坂委員
繋がっていますが、この前提として、一番最初に先程も説明しましたように、ここにこう書いてあるからこうしようということではなくて、あくまで討論材料のひとつとしてよい面は生かし、ここはただけないという部分については否定して頂いて結構だと思いますので、そのように使って頂ければと思います。

五十嵐委員
作成者誰なんですか。提供者荻野さんになってますけど、作成者誰。

宮地委員長
ご存知ですか。分かりません。でも、提供したのはそっちだけ。

事務局（治水・利水検討室）
事務局のこの荻野というのはこの事務局の荻野ではありません。これはインターネットで調べた時に、こう載ってただけのことでございます。

宮地委員長
インターネットで調べられた。そうですか。高橋さんのおっしゃることも、皆さんのおっしゃることも、本当に部長としては非常に切実なことをおっしゃってるんだらうと私は思うんですが、どうぞ。

松岡委員
話の途中で申し訳ないんですが、高橋委員と藤原委員の意見に全面的に賛成なんですけれども、この委員会が始まる時に隣におられる松島（貞）委員さんもちょっと触れられたと思うんですけれども、中小の自治体といいますか、小さい町村はどうしても財政規模も小さいので、上水道事業で新たな井戸を掘るとか、新たな水源を探ると非常に大きな負担を伴うということがありまして、そういうものに対する財政措置みたいなものを考えないと、この生活貯水池の問題は見えてこないんじゃないか。その辺の補助制度のことをもう一回やり直さなければ、ただ、脱ダムだけして水道事業は町村の占有事項だから、そちらの勝手にやりなさいということだけでは、いかがなものかというようなことをおっしゃられましたよね。事実ここではダムが中止といいますか、脱ダムで、こういうことになった河川にだけ言及されておりますけれども、実は私自身がここへ上ってくる前に、ここへダムができれば良いなということで調査を始めていたけれども、そのすぐ近くに高速道路が通ってしまったために、そのすぐ近くにボックスカルバートができてしまって、もう300年来の懸案だったのがパーになってしまった村もあるわけです。そういうところはダムのゴーサインが出てないんだから、何の補助もしない。お前らで考えるということだけでは、これから町村合併その他厳しい状況にますますなってきます。そういうふうになった時に、勿論ダムが急に駄目になるというようなところは優先的にそういうことがあるとしましても、補助制度として、そうした小さい農村という用語弊がありますけれども、運悪く乗る前にパーになってしまったところもありますので、そうした上水道事業というのはやはり県民全体の問題だという認識にたつて、ダムだけではない補助制度みたいなものを検討、或いは補助する方法を考えるべきだと、そういうところまで拡大して頂ければ、この委員会が持たれた意味が結構大き

くなるんじゃないかと思うんですけど、以上です。

宮地委員長

松島（貞）委員、特に村長の立場として、ご意見ありますか。

松島（貞）委員

非常に難しい問題だと思います。これも下諏訪ダムの際にあった議論なんですけど、先程、松島（信）委員言われた県の責任という問題もあって、解決するには非常に難しすぎる問題だと思っております。例えば、下諏訪の際の話もございましたが、例えば、郷土沢部会の豊丘村で8、800万円負担するだけだけれども、ダムができなくなってしまって村が10億8、800万円かけて上水道の施設を整備すると、残り10億円は当然ダムができれば要らなかったお金なんで、これは県の責任だから県が保証すべきだというような、責任が県にあるのか、どこにあるのかというのは、もう法廷で決めて頂かなければ分からないような問題じゃないかと思っております。それは事業主体が県であるというところに難しさがあって、事業はある種の客観的情勢とかいろいろな事業によって中止されることは当然想定されることなんで、もし、それが県の都合で中止されてしまった時の責任はどこにあるのかというのは、私もどうしたら良いの分からないということだと思っております。ただ、1で書いてあるところに、ちょっとファジーにしてあるところがあって、「県はダム建設の際に支出したであろう金額を上限として」という表現は、これは補助金まで含めて、起債まで含めた金額のことを言っているのか、純粋に県が出すお金のことを言っているのかというのは、実はファジーにしてある部分でございます。例えば先程、100億かかるダムを県が100億まで上限として出すべきだという話なのか、うち半分は補助金でそのうち4分の1は起債だったら、純粋に県費を出すのは、5億円だしたら5億円を上限とするのか、100億を上限にするのかという議論は残る議論でございまして、そういうふう考えていくと、この上限の金額というのを議論して決めて、例えば純粋に県費を出す金がこういうことだったので、それぞれのダムで計算を決めて、黒沢川についてはこれだけ、駒沢についてはこれだけの額を上限に上水道施設については財政対策を考える。例えば、脱ダム債みたいなものがやるとしたら、一番使うべき財源だと思っておりますが、そういうように具体的にここまでは、責任持つべきだというようなことを決めてやれば、判断できるんじゃないかというような思いがしております。そのくらいまでどうも決めてやらない、ここまで県が財政支援できるんだというところを決めないと、多分、どうも議論進まないというふうに思っております。それから、松岡委員も言われたように、じゃあ、その多目的ダムでその下の部分に関わるんだけれども、多目的ダムをそれじゃ、100年間、耐用年数あるんで、100年間の維持管理費まで、という話しも出たことあるんだけれども、それはやっぱり他の水道事業者との兼ね合いを考えると、それはやっぱりどこも維持管理は当然水道事業者してることであるので、それは無理だろうということだというふうに思っております。従って、あの、特殊なケースというふうに考えれば、この、県はダム建設の際に支出したであろう金額をどう決めるかを論議して、その上限はここまでだというものを各ダム毎に出すことぐらいでどうかと私は思うんです。

宮地委員長

その辺は具体的にできますか。ありますか。私、ちょっと伺いたいんですが、多分ダム建設の際に支出したであろう金額を上限というのは、だいたい今の細かいことは別にしまして、さっき出たところでは、例えば藤原委員がおっしゃったダムを造ったときには1億200万、なかったら10億だと、こうおっしゃいましたね。どこでもそういう、10億というのは多分全体を含めていると思うんですが、10億くらいになるんですが、その辺が私よく分からないんですが。

藤原委員

結局、砒素の除去装置というのが、駒沢川で調べた段階では6億5、000万って言われたんですが、角間川で調べたところでは1億から2億5、000万となってるわけですね。ですから、そこは良く分からない。それから、地下水を掘って、それを配水するまでにどのくらいのお金がかかるのかちょっと分からない。そこら辺のところがあるわけです。先程、町が利水で負担するのは総事業費の1.7%ってなってますから、

駒沢川は60億なんで1億200万円、これが今のところダムを造るということになれば、町が負担する利水の関係の費用。ところがそうじゃないということになりますと、例えば利水ダムにすると、多分40億、50億かかる可能性もあるし、またそうじゃなくてダムじゃない場合、今言いましたような除去装置、もしくは地下水ということになるとその費用が出てくるとすると、上限というのも先程、松島（貞）さん、おっしゃってましたけれども、一応県は総事業費の20%を負担する形になっているわけです。そのうちの地方交付税がどのくらい入るのが知りませんが、少なくとも20/100というのが県の負担ということになっているようですから、そうすると、60億のダムでしたらば12億と考えると、その程度を見てくれるというならば、ある程度利水というものをダムなしで考えるということができるわけですが、現実にはそうじゃないとなれば、とても辰野町の小野地区の簡易水道組合のためにそんな額は出せませんと言うのが、地元の町長の意見です。

宮地委員長
分かりました。

藤原委員

それともうひとつ、支援をするお金がどこから出てくるかということなんですけど、先程、松島（貞）さんおっしゃったようにダムによらない治水・利水を考える場合に、脱ダム債というのが充当すると普通考えられるわけです。前回、財政課の方からの話の時に伺ったら、今のところ脱ダム債にどのくらい出すか分からないけれども、ロットがあまり小さいと手数料ばかりかかるんで、ある程度の量になるという示唆はあったわけですが、これはまだ具体的にどのくらい脱ダム債が出るのか分からないわけです。脱ダム債の額がある程度分かれば、それが今、ダムによらないと言っている例えば上川とか、また駒沢でももしそうなった場合には、どのくらいというのは期待できるわけですが、それもまだ分からない。要するに財政のプログラムの具体的なものも分かってない。そういう段階で両方説明して言っても、結果的にはやはりダムの方が地元の負担が安くて済むと、その中で委員の間で論争がありました。例えばダムを造るのに60億かかる。だけど地元は1億200万で済む。だけど60億というのは国民全部にかかってくるんじゃないか。そういう選択が良いのかどうかというのは委員の間で論争がありましたが、やはり地元の町長さんとすれば、1億200万で済むものを、それ以上負担はできないということになれば、やはりダムを造ってもらいたいという意見にならざるを得ないんじゃないかと思います。

宮地委員長
はい。

高橋委員

ダム毎によってその比率はよく僕分かりませんが、黒沢の場合だと三郷村なんですけど、ダムがあった場合は12億、ダムなしだと36億と言っているんです。水道料が即3倍になるという計算になるわけです。しかもああいう小さい村で36億というような水道事業は現実としてできるでしょうか。これは誰が考えたってできる話じゃないです。ですから、やはり生活貯水池なんだから造るべきだという案になっていくのは当然のことです。公聴会開いてもそうだと思いますけれども、誰が考えたって、話になるものじゃないんです。

宮地委員長
五十嵐委員、どうでしょう。

五十嵐委員

浅川・砥川の答申の中にも、このことが起こるだろうと、私予見しておりまして、少し今の議論をもうちょっと広げると、実は代替案自体がこの財政の時にできるかどうかということも問題なんです。利水以外にですね。確か、浅川でいきますと100億円を超える代替案を実施するとなってますし、砥川の場合も大分

なるんです。そういう意味でいけば、財政問題はひとつの論点として、利水だけにとどまらない。代替案といったようなことも含まなければいけないし、それから、松岡さんも言ったけども、対象になってないところだってまだあるかもしれないとなると、全般的な財政危機の中でどうするかということを考えないといけないうのがひとつです。2番目はダムがありだと言え、国はダムを造るかということ、逆に僕はダム造らないと思ってるんです。国も金がないからです。だから、皆さんがダムあり、ダムありといって、すっきりそれでやれば国は本当に金出して造れるかということ、そうでもないだろうと、国もおそらく金がないので、極端に言えば砥川とか浅川で造らないのに、他の河川で皆さんが欲しいから、すぐダム造りましょうと、国土交通省河川局だって、出さないと私は思っています。3番目に、どこでも感じるんですけど、今までは1.7%の負担で済んでいたのが、それが上限だ、後は全部金出せという理論も、私は通じないと思ってるんです。これはちょっとダムから外れますけど、道路などを見てると良く分かりまして、無料でできるから造れと物凄く言うんですけども、もうそういう思考は特に全体も破産していると思ってるんです。従って、財政については改めて県の文脈の中で根本的なところ考え直さないと、利水だけ取り上げてやっても、そっちの方の代替案はどうするか、トータルで言えば、おそらく出し切らない。いくらやったって、出し切らないし、優先順序も違って来るんだろうと思います。ちょっとこの場ではいくら議論しても駄目なので、財政部会でもう一度検討し直すかどうかですね。どうしますか、だからその思考枠組みを変えてもらわないと、みんなが言い合ったら、誰も何にもできないということだろうと思うんです。

高橋委員

私は是非それ財政ワーキングでやって頂きたいんです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島(貞)委員

確かに、多目的ダム造った負担金だけしか自治体が出さないということではなくて、県がいくら出せるのかというのを決めてやるというのが、そういう上限なり、っていうような。

五十嵐委員

補助事業と単独事業によりますが、補助事業、補助付かどうかは国土交通省、これもなかなかおそらくダム止めて利水分について、その利水分補助するというのはなかなか難しいと聞いているんです。そうすると、河川課の単独事業でこの全体を考えるとすると、0ですよ、ほとんど0に近いですよ。こんな問題いくつも代替案を含めてほとんど0しかないですよ。だって、現に去年の河川課の単独事業で29億ですよ。今回の単独事業でいきますと、およそ半分にするということなんです。14億しかないんです。河川課で扱っているのは700河川ありまして、通常の維持補修だってできないというくらいの状態です。厳しいですから、浅川・砥川の代替案の治水、利水について、とってできない。

松島(貞)委員

利水について衛生部で、例えば、ダム、地下水を3本掘って、除去装置を付けて、5億円かかるというような話の時にダムを造ったのであれば、県は県単、県費として10億まで出したんだから、じゃあ10億の上限の内の5億円ということに入るんで、そこまでは県が衛生部の補助金として出しましょうと言うようなことがはっきりしておれば、論議になると感じるわけです。

五十嵐委員

計算はできますけど、実際に議会を含めまして支出可能をやったら、今聞いている長野県の財政状況からいくと、支出はほとんどできないと思います。できるんですか、これ。本当良く分らん。語句の責任ではないから良く分かりませんが。いかがですか。幹事の方で。

宮地委員長

はい、石坂さん、どうぞ。

石坂委員

できるかできないかということもあるんですけど、ちょっと堂々巡りみたいになるかもしれませんが、やるべきかという過渡期的な問題として、逆にちょっと大雑把過ぎるかもしれませんが、厳しくても支出しなければならぬものなのかということも一方で考えていかなきゃいけない面がある。この問題については、ずっと進めてきた計画をそのとおりするのか、まったく新しい方法であるのかということの議論の中での話ですので、私は結果として合意になるならば、できるかできないかではなく、やらなければならない、やるべきだという提案を場合によっては検討委員会が県にしなければならないこともあると思います。その場合に今出ている松島（貞）委員が言われたファジーにしている部分についてですが、それは純粋に県の負担分として出すべき金額にするのか、もう少し起債を含めての負担分にするのかあたりの考え方はもう少し議論すれば、今日ってということではないんですけど、一致できる部分もあるかと思うので、それは現状の厳しい県財政の中でも、可能かどうかという問題を検討していく場合には、当然、それがあななしでは議論の進み方が違いますので、検討すべきでないかということと、それから、実際の流域で多目的ダムということで進めてきた計画が多目的の多の方、例えば治水、その他いろいろな目的あったかと思いますが、主には治水・利水として利水以外の目的が失われているにもかかわらず、市町村の財政負担が重いことを持っただけで、やはりダムだということになってしまうのは、やっぱりちょっと議論の方向としては残念な気がします。それは生活貯水池ダムになった場合も最終的にそれが良い方法という可能性もあると思うんですけどね。だから、市町村の財政負担だけで一番ベストの方法が選ばれないということがないようにするために、この財政の県の支援がこの過渡期的な状況の中でどこまでできるのかということと、どこまですべきかという提案を検討委員会にはしなればいけないうわけで、そういう場合には、高橋委員が言われた、やはり流域で多少取るべき方法と費用が違ってくるんですよ、それは、だからそれはやっぱり、具体的な計算を財政ワーキングで資料を出して頂いたものとそれを合わせて議論していった方がいいんじゃないかなと、その方が現実的な議論になっていくんじゃないかなと私は思います。

五十嵐委員

こうやるべきだと議論するのは非常に簡単で、明日出せますよ、あるべきだということだけなら。実現できないことがあるということと不安がっているわけでしょう。それはどうすべきかっていうのはどうしたらいいんですか。多分実現できないですよ。

石坂委員

方法によって検討してみて、そこで実現できるかできないかというのは出来る気もしますが。

五十嵐委員

大丈夫ですか、本当に議会側は、本当に大丈夫なら、あるべきであるということで議論するんなら、数字だけなら明日できますよ。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島（貞）委員

それと時間的な話なんだけれども、ダムは完成して多目的に利用できるというのが、今計画に乗っているのは来年、再来年というようなレベル、そういう時間的な話じゃなかったと思うんです。少なくとも5年先とか、もしかしたら10年先くらいにダムが完成するという計画だったかもしれない。それは良く分かりません。従って、利水のこの補助というのは、15年度、16年度少なくとも財政改革推進プログラムに示されておる18年度以降の話になるかもしれないということも想定しながら、一定の何かルールみたいなもの

を検討して頂ければ。

五十嵐委員

18年度以降に良くなるという前提があれば良いんですけど、もっと悪くなるという私、見通しなんです。今すらできないのに、何で18年以降できるかということが心配して、リアリティーある話をすればですよ。

松島（貞）委員

私ども村もそうですが、よくならんと日本が死んじゃうみたいなの。

五十嵐委員

そういう事態なんですよ。

松島（貞）委員

客観的に。

五十嵐委員

だから思考枠組みを全部変えないとできないですよ、多分。だからあるべきであると書くのは、数字だけであれば一定の準備期間と前提条件を置けばできなくはないです。それで答申するというんだったらそれで結構です。

松島（貞）委員

新たな財源、先程から話題のある脱ダム債というような。

五十嵐委員

借金でしょ、それ。全国ワースト2なんですよ、これ。借金の起債そのものが見積もれないくらいひどいんですよ、ここは。

松島（貞）委員

当然、だけど起債の枠。

五十嵐委員

15%超えたらアウトなのに15%超えちゃってるんですもん。

松島（貞）委員

借りて仕事はしないといけないと思うんですよ。

五十嵐委員

だから、公債費負担比率でも、起債制限比率でもいいんですけど、一般的に許容される額を超えちゃっているんです。明らかに。

石坂委員

起債にするのか、脱ダム債を使うのか、限定的な補助金支援にするのか、その方法については、また検討しなければならないところですけど、いずれにしてもこの委員会とすれば、責任をもって解決の策を提案せざるを得ないわけです。その検討はやっぱり進めざるを得ないので、私は先程言った検討をお願いできれば。

宮地委員長

本当に、実際に出来るかどうかといいますと、財政の座長が、これはできんのだと今言っちゃいますとね。

五十嵐委員

私じゃなくてむしろ県の方から、私は県の情報を見ている限りでは、そういう感じがするというだけで、県の方から答えてもらえばいいですけど。

宮地委員長

もうひとつは、やっぱり時間のアクセスという話もあるし、どうも伺っているとあんまり率直に申しまして、それぞれの部会の、ダムがあったらこうなのに駄目になっちゃったと、それを率直にそのまま受け取るわけには、私はいかないような感じはしております。けれども、そういう中で部会長さんも、多分部会のご出席の方はその中の空気をよくご存知でしょうから、できるだけ、何か我々の委員会の趣旨も生かして、円満な方向を考えようというお考えのように思うんで、どうでしょう、やはり明日もあさっても部会があるわけなんでございますけれども、そこで今日どれくらいのをとということはございませんけれども、こう決めて欲しい言われまして、すぐ決まるかどうか、ちょっとそれは難しいように思いますけれども、一般的な空気としては何かそういう方向で手はないか考えようと、そういうことはやっぱり今、この中で割りに多いように思うんですが、それは五十嵐先生も別に反対なさってるわけじゃ絶対にはないと思っております、空気として。ただ、実際に特別の河川においてどのくらいのお金がいって、そこにいくらですか。そこはまだまだなかなか難しい面がある。しかし、どうでしょう。これまで、大分時間もたったんですが、今のようなご提言は、利水のワーキングのご報告を頂いて、なるべく上限にするかどうか、具体的なそこまではいかににしても、そういうことを何かしら委員会として打ち出す必要があるというようなことはやっぱり基本的提言だろうと思っておりますが、だから、そういう方向で是非これから委員会も議論を続けていく。それはやっぱり確認したい方が良いだらうと思ってるんですが、どうでしょうか。どうぞ。

高橋委員

この委員会の中には県会議員が各会派から出てきておりますよね。当初スタートの時には非常に元気がよかったわけですがけれども、最近すっかり元気なくなったんですけれども、むしろ県会の先生たちはどう考えているのか、私はそこを聞きたいです。本当に何を考えているかと思うんですよ。あの元気はどこいったんですか。

宮地委員長

それはまたこの会の中でそういうことを言うと、内輪もめになりますけれども、とにかくやっぱり委員会として、積極的に何かを打ち出していく方向を打ち出していこうと、これはね、やっぱり共通したことだと思う。竹内委員、何かどうしてもおっしゃりたいこと言ってください。

高橋委員

むしろ考えてくださいよ。

竹内委員

ちょっと風邪気味ですいません。今の論議はまさに脱ダムを知事がしまして、その当時いずれにしても現時点で市町村の負担の問題や代替案どうするんだということで設置されたのがこの委員会でありまして、まさにそういう意味で今の論議自体が一番の壁にぶち当たっていると私は思っています。たださっきも申し上げましたけれども、両論併記という話も先生の誰かがおっしゃいましたが、やはり市町村、自治体の住民もそうですけど、財政負担という問題はどうしても突きつけられると判断できないんです。ですから、私は黙ってましたけど、そうはいつでも執行権というのは、できる、できないという論議以前に執行部にあるわけですよ、提案も。ですから、私どもとすれば、やはりこの検討委員会で諮問をされて論議をしてるわけですから、財政負担の問題については、壁にぶち当たっているわけですから、それははっきりと検討委員会としての見解をまとめて、それを出すべきで、それしか道はないでしょう。始めにできないということ、将来のことを言ってしまうと、それは現実的にどうやるかという問題も含めて、執行部の方で考えるべきことだと私は思います。それしかないでしょうということですよ。

宮地委員長

こっちの方が先に手を挙げたんで。

藤原委員

部会でいろいろと地元の人たちの話を聞いていると、結局、利水の問題でいろいろと考えている時に、今から10何年も前に県の方で多目的ダムを造れば地元負担が少なく、水が手に入るよというふうなことをずっと進めてきたんじゃないかなという雰囲気があるわけです。今になって、ダムは駄目だからと言われると、地元の人たちにとってみると、何だ、という話になるわけです。そこまで言ってきた県の責任というのはどうなんだと。もし本当にダムを止めるというんだったら、その責任を取ってくれというのは、地元の人たちの意見です。

宮地委員長

その話は多分、浅川、砥川だって同じだったんじゃないかと私は思うのですが、しかしどうでしょうか。石坂さん、すいません。

石坂委員

先程五十嵐委員からも議会在認めないんじゃないかという話しがありましたけど、議会の各会派からこの委員会にメンバーが出ているわけですので、今もお話に出ていますように経過から言って、新しい方法が選ばれた場合に県が財政支援を全くしないということはない立たないと思うんです。そのためどこまで可能かという松島（貞）委員が言われたルールをこの委員会は提案していくべきだと思いますし、提案していく議論に私たち各会派が委員として加わっているわけですから、議会在認める、認めないではなくて、議会在認めさせるように私たちががんばりたいと思います。

宮地委員長

本当に確かに元からのような問題ですね。要するに、県の財政の問題と市町村の財政の問題と、両方あるわけですよ、結局。それがやっぱり兼ね合いにならないと、どっちだけを尊重して、一方は勘定だけで良いと、そうはいかないようにも思います。但し、感覚としても何とか県も支援をする方向を考え、市町村の方もできるだけ努力をして頂く。そういうところの折り合いを付けるような方法を、そういう方向を検討委員会が提案すべきだと、こういうご意見は我々に共通しているように思うでございます。具体的にどこをどうするのかという話は、今日というわけには参らないと思いますが、全体の答申書いていく時に検討委員会の一番大きな問題になるだろう。その認識はかなり一致していると思います。いかがでございましょうか。もうすでに明日、あさってに部会が開かれるところもありますんですが、今日のところはその辺でいかがでございましょうか。その他にもうひとつ財政支援の問題の他に水利権というような問題が別に存在していることもあるわけですから、どうぞ、竹内委員。

竹内委員

財政の問題はいずれにしても、検討委員会としては、強く出して頂きたいということは、申し上げておきたいと思います。やっぱり解決策がなければ、現実的に将来どうなるかということ含めてなんですけども、関係市町村と県が協議の上決定するということもありますんで、それを強く出すというのは良いことです。ただ、違う問題なんですけど、私、ここにある「暫定措置について」というところで、砂防堰堤と暫定措置、両方を絡めて論議しているんですけども、私どもの郷土沢では砂防堰堤については、当時、そういう意見が出されました。しかし、当時、砂防課長に来て頂いて論議した結果、砂防堰堤の設置目的は違うし、構造的な問題もあるということで、砂防堰堤については実質的に代替案には含めない。こういう論議をした経過があるんです。そういうことなんです。ここでまた復活しているということと、暫定措置という言葉はちょっと違うんじゃないかと私思うんですけど、砂防堰堤自体に暫定措置という、ちょっとこれ取れる部分があるもんですから、ちょっとその辺のところはどういう区別しているのか、はっきりしておいてもらった方が私、

良いと思います。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

この提言につきましては、今お名前が出ました砂防課長もご了解の上出しておりますので、その点ご承知をして頂きたいんですけど、あくまで今もお話しがあったとおり、砂防堰堤そのものは利水の目的で造られるものではありませんので、その目的を損なわない範囲で、しかも恒久的、最終的な解決策を前提におきながら、それまでの暫定措置として、砂防法第4条、先程簡単にご説明しましたがけれども、合意があり、協定が結ばれ、許可するという手続きを経て、暫定的に可能であるということを示しただけの、砂防課長もご了解の上で添付しております。

宮地委員長

それは県でやれることなんですね。そうですか。

石坂委員

県と地元のご了解。

宮地委員長

そうですか。もうちょっとその暫定、これちょっと別になるんですが、利水の問題で暫定水利権、豊水利権、ああいう場合はどこが許可するんでしょうか。誰が認めれば良いのか。国が認めなきゃいけないんでしょうか。教えて頂けませんか。

幹事（河川課）

はい、河川管理者っていうことでございますけど。

宮地委員長

河川管理者、そうですか。ということは県のレベル。

幹事（河川課）

県または国っていうこと。

宮地委員長

現実にここで問題になっているような川だったら、県でよろしいという感じがしますが、そうですか。

幹事（河川課）

量と目的によっても違うようでございますけど。量が少ないのが県であれですけれども、量が少なくても発電だとか、そういうのについては国の方っていうことで。

宮地委員長

現実的に、この問題になっているようなところは、県で済む問題なんかどうかということなんです、聞きたいのは。

五十嵐委員

よろしいですか。

宮地委員長
はい、どうぞ。

五十嵐委員
端的に言ってで、この暫定措置を行うと、どのくらいの水が給水できるのか。これをフル稼働した場合どうなるのか。そういうこと計算してもらうことは可能ですか。そうすれば、先程の部分についても勿論、流域毎に。先程の利水の方について、全部洪水量を集めないといかんという話が、大分緩和されるんじゃないですか。

宮地委員長
そういうことありますね。特に黒沢なんかはそういう問題ありますね。

五十嵐委員
私などはですよ、この事態。

宮地委員長
お金の問題も絡んでくる。

五十嵐委員
利水目的と砂防目的が違うから現実的に使えるのに使わないなんていうこと自体がもう私はおかしいと思いますので、各流域毎に勿論違うんでしょうけど、フル稼働した場合、どのくらい水が確保できるのかということと、そのために費用がどのくらいかかる、そのための手続き何が必要かということ、明らかにして頂くと、冒頭の一番の問題についても、大分違った議論できるんじゃないですか。

高橋委員
いいですか。その問題は黒沢の場合は全部やりました。

宮地委員長
そうですね、分かっているんですね。

高橋委員
はい。ですから、私、前回維持流量0なんていう話をしたんですが、ここで反発を頂いたんですけども、その辺は水収支は全部やってございます。

宮地委員長
黒沢の場合では特にそういう問題、切実なんで、全部が全部そうならなくても今のような話はある。そうするとやっぱり、それも今のような考え方に、これからやってもらいたいという検討委員会の方針に関係ありますよね。はい、分かりました。

五十嵐委員
計算はできる。やってもらったら大分違うんじゃないですか、議論の仕方が。

宮地委員長
全部やらなくても、例えば今の残っている部会のところは黒沢やってあるそうですから、角間とか郷土沢も済んでいるわけですけども。

高橋委員

ただ、それは10年に1回の濁水で出した案ですから、私は10年に1回くらいの濁水はやむをえないんじゃないかと、そういう論法を言うんです。それは自然現象だから、みんな我慢しましょうよ。本当はあるんだよというのを訴えてるんだけど、どうしても役人さんはそういう話しはしませんので、そこに非常にもどかしさがあります。

宮地委員長

やっぱり0にするとまずいんじゃない。

高橋委員

ですから、10年に1回くらい濁水の問題あったって、尻無し川だから良いんじゃないですかというのが私の論法なんです。

宮地委員長

分かりました。どうでしょう。まだいろいろ問題もあるようですが、どうでしょう。今の話、やっぱり財政の問題というのは利水の問題、支援の問題というのは、これから引き続きかなり考え方を詰めていかなきゃいかん。どうも、これから答えを書いていく検討委員会の一番大きなポイントになりそうな感じを持ったんでございますが。はい、どうぞ。

松島(貞)委員

各部会で議論進める上で、先程藤原委員が言われたとおり、もし事業費の20%くらいが県の上水の負担分、細かいこと別にして、という標準的なものがあるとしたら、事業費の2割程度は県が何とかするというようなこと想定して議論するくらいの方角くらい出しておかないと議論にならないという気がするんだけど、いかがなんでしょうか。

高橋委員

2割とかじゃなくて違うんですよ、全部。新たな水源を求めるといって行きますと、全然違う。

宮地委員長

黒沢の場合違いますね。

高橋委員

ですから、2割とか3割とかでは駄目なんです。ケースバイケースでいかないと。

宮地委員長

だから、やっぱり一般論として言えるかも知れませんが、それぞれの川が一体どれだけ必要かということは、やっぱりそれぞれ違う。場合によっては、それは無理だよということだって僕はあると思うんですけども、ただ2割というのはさっき出てきた一般的なひとつの数がある。

松島(貞)委員

高橋委員のところ一般論は当てはまらない。

高橋委員

当てはまらないんですよ。

宮地委員長

あてはまらないみたいなんです。そういう問題ありますんで、個々の問題いろいろ議論がありますが、ど

うでしょう、今のようなここがポイントになって、かなり検討委員会で切実な問題として詰めていかないかん。今日はそこら辺で収めてはいけませんでしょうか。明日部会を、ここ2、3日お抱えになっているところは、大変難しいかも分かりませんが。

松島(信)委員

でも、今言った財政と利水の方でもうちょっと話を進めてくれないことには、全然ほったらかしていっとくという感じが今するんでね。

宮地委員長

そうですね。今度までに今度どういうことをやっというて欲しいかということをおっしゃって頂いたほうが良いかも分かりません。事務当局に、何をやっというて欲しいか。はい、どうぞ。

藤原委員

さっきの財政プログラムで言うと、起債が1,000億ちょっとですよ。その1,000億の中に脱ダム債が入っているというのが、この間の回答だったんですが、今の段階では脱ダム債というのは何割くらいを占めると財政課は考えてるのか。それを県議会がありますから、だけど予算出すわけでしょ。その時に何割くらいが脱ダム債なんだということになれば、それはダムなしの方に使えるお金だと思いますので、ある程度、その地元の人たちに説得するための金額というのが出せると思うんですけども、今の段階ではどのくらいのことをお考えになっているのか教えて頂けないですか。

宮地委員長

今ご返事は無理だったら、そういうことを今度教えて欲しい。

五十嵐委員

昼休み中に聞いてここで発表してください。

藤原委員

前回伺った時に、要するにロットが少なければ、手数料がかかるからある程度の量になるような話をしてたわけです。しかも脱ダム債なんていうことがにぎやかに言われているのに、まさか1億だとか2億だとか、そういう額で済まないはずですよ。すると1,000億の中の脱ダム債が1割とすれば、100億ですよ。そのくらいは出るということになれば、利水の問題でもある程度見通して県が当然負担すべき、ダム建設の際に支出したであろう金額というのが、分かってくると思うんです。先程言いました20/100というのは駒沢川のところで、負担を見てみると、20/100が県、それから町が利水へ1.7%というのがでてるわけですよ。ですから、その話しなんです。脱ダム債というのが、大体どのくらい出るのか、それによれば、この上限というのは、分かってくるということです。

宮地委員長

そういう考え方もあるかもしれませんが、私、率直に今伺ってて、むしろこっちの要求の出し方によって、どれだけ脱ダム債にするかということもあるんじゃないかという感じもするんですけども、だからそういう意味では、こちらがどれだけ欲しいということを、いろいろ勘定をした上で、ここは是非こうやってくれという提言っていうものはやっぱり必要だろうとも思います。ただ、始めからこれだけの枠だと示されると、それ以上絶対出ないかも分かりませんし、別に藤原委員のこと、水を差してるつもりございませんが、いろんな両方の面があるんじゃないかと感じがしております。

五十嵐委員

私はもう一回要望致しましけれども、まずその脱ダム債なるものが幻なのかリアリティーあるものなのか、この次の午後の冒頭で、昼休み中に調査して頂いて示してください。

宮地委員長
お願いできますか。

五十嵐委員

2番目は、先程言いましたように暫定措置によって、もしこれが砂防堰堤などを利水のために使うことが可能であるということを経験として計算するとどのくらいの水ができて、それが先程の一番の問題の負担のこととどのくらい関係するのか、頭だけの訓練だけして数字示して欲しいんですよ、解ります、言っている意味。砂防堰堤を使って、暫定的に利水に使った場合に、それぞれの河川ごとにどのくらい水が供給できるのかということを経験して欲しい。例えば先程2,500人と駒沢川ですか。2,500人とか言ってきましたけど、全部できるのであれば、頭悩ますことないでしょう。これやったら一番良いに決まってるんですよ。これは絶対にできないという前提だから、ずっとさっきからお金の問題にっちもさっちもいかないんで。

幹事（河川課）

今のここに付いている資料の場合は既存のあるものを前提ということで、今、先生のおっしゃるのはそういう砂防ダムというか、こういうのに変えちゃうという、変えた場合ということじゃないですよ。今の砂防等でもって、あるものについてということですよ。

宮地委員長
それはそうですね。

幹事（河川課）

9河川に全部砂防ダムがあるわけじゃありませんもんで、たまたまあるところがあるというだけで。

宮地委員長
はい、竹内委員、どうぞ。

竹内委員

関連するんですけど、脱ダム債は前回の論議では森林整備は検討するに値する。しかし、具体的な中身について、利水までいってなかったんですけど、今までの検討の経過で良いものと悪いもの、これだけははっきりしておいてもらいたいと思いますけど、午後のところで、それがひとつと。それから、今までの財政ワーキングの論議もそうでしたし、前回もそうですけども、県がどこまで支援できるのかということは何度も論議されています。いずれにしても、前回の財政改革プログラム（案）に対する対応としては、通常の経費、あるいは新たな想像枠の中で対処していくんだと具体的には処置するんだと、そこまでの話は聞いているんですけど、その後、利水とか、その辺については、何か検討されたのかどうか、その辺も午後の部でもしすれば、多少でもさっきの論議踏まえた上で、前に話しが進むようなお話しを頂ければと思います。はっきりさせてもらいたい。その2点だけ、追加でお願いしたいと。

宮地委員長

どうでしょう。幹事会、すぐに返事ができることもあるかも知れませんが、いらないこともあるかもしれませんが、それを調べてとにかく午後に言ってください。どうぞ。

石坂委員

追加でお願いします。その財政に関わることで今いろいろ懸案事項である利水の問題を脱ダム債で可能かどうかとかそういうご質問出てるんですけど、もう一方の側から長野モデル推進枠で、目玉事業は厳しい財政の中でも重点的にやっていくということが示されていて、それも具体化、急いでお聞きしたいところなんですけど、私はむしろその利水に対する新たな支援、特に限定的過渡期的な措置という点では長野モデル推進枠で利水の市町村の支援は考えていくべきじゃないかなと思ってるんですけど、長野モデル推進枠の中で

そういうお考えはあるのかないかみたいなことも、午後聞かせて頂ければと思います。

宮地委員長

はい、よろしゅうございますか。それじゃあ、お願い致します。ここが一番ポイントになるところでございます。大分時間を取りましたんですが、まだ20分くらいお昼ありますがどうしましょう。薄川から入りましょうか。ちょっと午後まだ郷土もあるし、上川もある。ちょっとでも入っておいて、12時までという途中で切れるかも分かりませんが、ご承知でひとつ12時までお願いしたいと思います。それじゃ議題の1で薄川について、これにつきまして前回に小グループからの報告は出ました。そのご議論をご覧頂いたんですが、それについて改めて報告をお読み頂いた上でどこにどういう点に問題があるか、あるいは、そういうことをご質問なりご意見なり伺いたいんでございますが、いかがでございましょう。前回は高水の問題で高田委員と藤原委員の方からいろいろとご発言がございましたけれども、そういうことも含めてで結構でございます。どうぞ皆様方。皆様、いかがでございましょう。はい、どうぞ。

竹内委員

その前にちょっとこれ3つの部会の報告受けまして、小グループの報告受けまして、最終的に検討委員会としての案をまとめるわけですね。それにつけて前回の場合には、砥川・浅川については、一定の審議をした上で、委員会、起草委員会ですか、その辺のところは、

宮地委員長

答申のところですか。

竹内委員

答申は始めにやっちゃうのか、作業の段取りとして、どうなんですか。

宮地委員長

私は小グループの薄川と清川、小グループは委員会に報告をしたわけでございますので、委員会としてその小グループの報告を受け取って、あと公聴会のような、清川はすでにそうでございますが、住民の意見を聞いて、そういう後でさて、どういう結論で答申をまとめるか、それが来るんだろうと私は思っております。その他に例えば郷土沢みたいにもうすでに答申が出されましたものは、検討委員会はその部会の報告をいろいろご審議を頂いた上でどういう結論にするか、これは検討委員会からまた外に持ち出す必要はない、検討委員会が判断すればいいんだろうと思っております。但し、場合によっては郷土沢の方のご意見、両論併記のような形のございますけれども、そここのところをこういう方向で書いていかどうか、つまり部会報告が出たところは検討委員会、もう既に最後のところまで持っていく方法を考えるよ。それから、小グループの方は検討委員会で報告が概ね筋としてよ。らしいということになったら、それを基にして住民の意見を聞いて、聞くという段階がもうひとつ来るでだろうと、こなきゃいけない、そう思っております。その点がちょっと2段階になると私は思うんですが、どうでしょう、竹内委員。

竹内委員

それ分かりました。それで、いずれにしても結論出たところから、薄川は公聴会という話しあったんですが、出たところから答申をしていくのか、最終的に6月でまとめてやるのか、その辺の判断ですから。

宮地委員長

時間、どうでしょう、まったく私個人の意見だと思って聞いて頂きたいんですが、やっぱり時間的にいろいろまだ7つあるわけでございますから、全部揃った段階でといっているのは大変だろうと思んですが、委員会としての方向が出たところは、もう答申を書くことを考えた方が良さだろうと思っておりますが、そのほうが現実的だと思います。どうでしょう。そのやり方はずっと前に言われましたように、前回の答申を書く時の基本的な方向は踏襲していく。そんなことだったと私は思っておりますけど。はい。薄川について

のご意見、私たまたま小グループの方に属しておりましたので申し上げます。前回、高田委員と藤原委員の方から高水がこれで良いかという話、それから、もうひとつはカバー率の問題も出て参りました。実は小グループの方で、議論しておりました時、あの高水というのは決して決まったものではないという、確定してしまっただけのものではないという感じをもっております。というのは例の雨量というものを考えるだけのファクターで、計算方法 型、型に致しました。その他に高水というものが決まってくるにはいろんなファクターがあるだろうと、ポイントはあの高水474、これを目安にして考えて河川改修で手が済むかどうか。このところにポイントがあったように、私は思っておるんですが、それで今のところ、もしそういう方向で考えるということならば、そのことをむしろ松本市の住民に考え方を示した上で具体的に河川改修は高水が具体的にどうなるか、それはもうすこし、これからいろいろ考えるファクターがあるだろうと私思っておりますが、その辺、今日高田委員がお出でになりません。植木委員とそれから、松島(信)委員、多分薄川の委員だったんですが、私の独断ではまずいんで、ご意見あったらおっしゃって頂いた方が良く思うんですが、どうぞ。

松島(信)委員

今まで議論していたことは基本高水をどういう設定にするかということが中心で、それによって薄川の最下流部の河川改修を具体的にどうするかということが中心だったと思うんです。それは今、委員長が言われたように、今後も検討を続けるということで、良いと思うんですけども、それに対して公聴会を持っていく上に、もうちょっと具体化して、具体化というか、盛り込んだ方がよいと思うことを言いたいんですけども、この前の時に薄川の治水対策においては河川改修によることを基本方針としたいと、そういうことがちょっと大きな字で強調して結論として出ていますね。その下に数行付け足しがありまして、河川改修以外にも森林整備、ソフト対策を含めた総合的な治水対策を推進する必要があるというようなことが書かれているわけです。その森林対策、ソフト対策ということも、もうちょっと具体化して、つまり薄川上流部の森林対策をもっと協力に進めていくということが、薄川の総合的な治水対策としては、今までより以上、そっちの方にも相当な力を入れていくんだというような姿勢を示した方が公聴会に際しては大事なことじゃないかなと思うんです。

宮地委員長

なるほど。ソフト対策として具体的には小グループの中で出てきたか。植木さん。

植木委員

今の松島(信)委員さんの話としては、ソフト対策は具体的には出てきません。ただ基本的には総合対策として森林整備から様々なことを考えなきゃいけないということは、当然あると思います。私自身は基本的には、この基本高水の問題が大きくて計算し直した結果、474に落としたことが、むしろ大きな議論になるだろうとずっと思ってるわけです。これがそうであるならば、他の流域だって落とせるじゃないという話が出てくるわけですね。そんな話しをしたら、ちょっと話しがまたどこか飛びそうなんですが、これでいいのかどうかということの議論がまず、きちんとここで確認されなければ、私は次に進みにくいような気がします。

宮地委員長

確かに、私も今のポイントはこの474を一つの目安に、決定とは申しませんが、目安にした考え方を示して良いか、ここが一番ポイントだろうと思う。松島(信)委員がおっしゃったようなことは、これから、この案で良いといった時に答申に盛り込むべき種としては、もっといろいろ要るだろうと思います。その段階で入れて良い。それから、もうひとつ私、この話はあんまり先に進まない方が良くと思います。やっぱり高水の話というのは、この委員会として474というものをどう考えるか。これをちょっと議論して頂いた方が良くないかと思っております。その意味で私、先程474という今の小グループの中の見方というのは、こんな考え方でしたということをおし上げたつもりなんでございます。今、植木委員は、474で下がったと言ったけど、僕はちゃんとした計算をやり直したと思ってるんですが。

植木委員

474で検討して、こういう数値が出たわけです。もともと580だったわけですよね。100落としたわけですよね。これは率直に言って、例えば幹事の方で、これはこういう形で474の計算結果ずっと聞いていらしたんで、ここに報告として出てきて、別に異論はないのかもしれませんが、こういうような形で果たして、例えば今まで言っていた580m³/sと主張していたものが、こういう形の数字で置き換えて、それで納得いくんですかということです。私、むしろ幹事会の方に聞きたい部分です。それがひとつありまして、その辺がどうもいろんな基本高水の問題に関わってくる可能性があるんだと私は認識しております。勿論この検討委員会の中でも、こういうふうに落とした計算結果自体、皆さんどういうふうに理解するのかということですよね。ここで皆さんが良いというのであれば、474でいきましょうというようなことを、公聴会の場でも言って、いけるというようなことになるとは思いますけども。

宮地委員長

私がしゃべりすぎておるもんですから、皆様方の小グループの以外の方のご意見を伺いたい。どうぞ、松岡委員。

松岡委員

意見と言いますか、その580が出てきた時、総雨量としては、多分9時9時の日雨量で確率雨量出したのかな。ハイドログラフ、流出解析する時は、1時間毎のハイドログラフとハイトグラフが必要ですから、それで計算する時に24時間雨量でやっている。その580になったのは前期降雨といひまして、任意の24時間でやるということの、それより前にあった前期降雨を、もしかしたらどういうふうに処理していたか、していないかということに、もしかしたら問題点なりポイントがあったのかもしれないので、その辺のことを一般の人にも分かるように河川課の方から、あるいは今日、大熊先生見えておれば、大熊先生なり、高田さんですか、説明されればいいんですけど、河川課も一緒に協議はしてるはずですので、どういうハイドログラフを使って、580の時はここからここまで使って、その時の引き伸ばしはこうであって、それを新たに24時間でびっちり切ったらば、こうなったとかそういうような説明があれば、いたずらに不信感招かないで済むと思いますので、ご説明お願いできれば。

宮地委員長

はい、どうぞ。

松島（貞）委員

前にも言ったことがあるんですが、植木委員の発言は多分私もここで浅川・砥川が基本高水を河川管理者が変えなかったという問題があって、それは今、松岡委員が言われた学術的な話しじゃなくて、多分、事業進捗度みたいな我々には分からんところの客観的に変えれない事情があったんであろうと、だったらこの9河川のうち、これとこれとこの河川は実はいろいろな事情があって基本高水変えることができない。だけど、これとこれとこの河川はまだ進捗具合からいって変更も可能だというような、その技術的な実務的な話を具体的に教えて欲しいと思うんです。だから実は答えがなかったんだけど、今この話になると、浅川・砥川はなぜ変えれなかったのかという、その説明も我々には分からないんだけど、じゃあ、薄川は変えて良いという話は、変えられない事情がある河川と変えても良い河川の事情があると、そういう説明の方が、私はむしろ分かりやすいと思う。もしそれがあるとするならば。

宮地委員長

分かりました。

松島（貞）委員

もしそれがあるとするならば。

宮地委員長

率直な話をしたらいいんですな。私は小グループで出てきたと思っておりますんですけども、ただ、今12時になりました。ちょっと問題ははっきりしてきましたんで、午後の幹事会の方のご返事があると思いますが、それが済んだ後、薄川のところはそこから入っていけば、割に率直なご返事ができると、私は考えておりますけれども、どうでしょう。よろしゅうございますか。ちょっとポイントがはっきりしましたから、今のことで、午前中の会議を終了致します。午後は1時でよろしゅうございますか。午後は1時に再開致しますので、よろしく願いを致します。ありがとうございました。

<昼食休憩 12:00~13:00>

田中治水・利水検討室長

再開をお願いしたいと思います。委員長、よろしく申し上げます。

宮地委員長

はい、それでは、午後の議事を再開致します。松岡委員はちょっと学校の用事があって1時間半ほど中断されるとおっしゃっておられました。午後の議事の最初に午前中にお伺いしました県の財政のこと、それから、いろいろ試算のこと、できる範囲でひとつお答えを頂きたいと思いますが、幹事会、お願い致します。

事務局（治水・利水検討室）

財政改革課の方に午前中の質問の内容につきまして、問い合わせをしました。急遽だったものですから、ここへ来て回答ということにはなりませんでしたが、財政改革課から前回も説明があった時の質疑の中にもあったことが大半でありますんで、それに基づいてということで答えを頂きました。これからご報告を申し上げます。ひとつは脱ダム債について、規模の話、或いは実現性とかいう質問があったわけでございますが、脱ダム債につきましては、環境に負荷を与えないような形でダムによらない水直し、そういったような事業に充てるための起債ということであると、従って、何にでもできるというものではなくて、適債性を考慮すべきだということであります。例えば、河川改修、森林整備なども、その一部になるかと思うということでもあります。それで、規模の話なんですけれども、前回の説明があったとおりでありまして、まず事業が固まって、起債として適するかという性格、適債性の判断ができることが必要である。また国との協議が必要であり、ある程度のロットの見込みを出すことが必要、ここまでは前回の説明と繰り返しになるかと思えます。それから、利水に対して使えるのかという竹内委員さんからの質問、先程あったかと思えますが、脱ダム債はあくまで借金によりまして、将来財産の先行取得という性格上、県が事業主体でないもの、例えば、市町村が事業主体の事業の利水の助成には現行の制度下では適用できないということになるということでありました。それから、創造枠の件がありましたが、これにつきましては、食品環境水道課の方から回答してください。

宮地委員長

お願いできますか。

幹事（食品環境水道課）

食品環境水道課から創造枠予算としてという質問にお答えしたいと思います。ご質問が利水使用の創造枠として検討しているかというようなご質問でございます。現在、この当委員会で審議中の黒沢川、角間川等につきましては、答申を受けた後、検討することとなります。現在、浅川・砥川につきましては、答申を受けておりますけれども、それにつきまして、利水班として関係市長と調整中でございます。その利水対策が具体的になり、それが先程も説明ありましたが、県として適正かどうかという判断をした段階で予算について検討していきたいということで、この利水班だけで判断を下せないものですから、最終的には現在ある治水・利水対策推進本部の最終判断になるかと思えます。その段階で予算化について検討していきたいということでございます。以上です。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。ご返事を頂いたんですが、どうでしょう。やっぱり、具体的にこれをやるということがはっきりしないといかんということみたいですね、私はそう理解したんですが、それではなるべく我々が、ここは是非こうやれということを積極的に言わないといかんだらうという感じに私は受け止めました。どうぞ。

五十嵐委員

そのためにも、また幹事会の方をお願いしたいことがありまして、各河川毎の利水に関する費用を別な観点から、つまりここで午前中から検討した観点にたつて、もう一度財政的に精査して頂きたいと思っております。それは、もしダムを造った場合にそれぞれ県や市町村がどれだけ負担すべきと予定して、ダムの予算を見積もってたかということです。2番目は、仮にそのダムがなくなった場合に、その上限、例えば、先程藤原委員からも出ましたけれども、駒沢ダムの場合にはいくらという、2割くらいになってましたけれども、補助が得られると得られない場合に分けて、その内容をもう一度精査して頂きたいということです。できれば、次の委員会までそれを各委員に配って頂きまして、その上でこの数字の取り扱いを検討してもらいたいと思いますけど。

宮地委員長

よろしゅうございますか。利水部分についてということだと思いますが、それは次回お願いを致します。他にはどうでしょう。それでよかったですか。まずさっきお願いした。何かあったような気がしますが、はい。

幹事（河川課）

河川課でございます。先程、五十嵐先生の方からございました暫定豊水の関係で、またおさらいになるかもしれませんが、暫定の説明をさせて頂きたいと思っております。今日の資料の2にございますワーキンググループから出ておりますところに、後ろから4枚目の裏という形になりますか、暫定豊水水利使用許可の審査にあたっての留意事項というものがございます。これは、黒沢部会の方でも説明をさせて頂いたものと同じものでございまして、これにつきましては、暫定の豊水使用についてはこういう基準で、これに該当する場合に許可がされますよという通達でございます。この留意事項のところを見て頂きたいんですけども、基本的事項（1）というところに暫定豊水水利使用は将来の水源措置が確実にされた案件以外は許可しないものであることというのが実は前提となっております。これにつきましては、原則としてと（ ）書きの中にございまして、ダム等水源開発施設の建設が建設事業として、予算化されたもの等となっております。すると、ダムというのが一番頭に出ておるわけでございますけれども、その他等という中に何かあるかということで、黒沢の方でもご説明させて頂いたわけですが、要は、この水道の施設でダムとかその他には海水の淡水化ですとか、あと地下水ですとかというようなものもここに含まれてくるということで確認は取れております。それで更にその（2）のところからこの水利使用の緊急性というところがございまして、判断にあたって以下の事項に関して留意しながら、こういう部分に当てはまっていく時に許可ができるんですよということで、水源の状況ですとか、水需給の逼迫度ですとか、それから、生活への影響度、節水度、取水実績等という形になっておりまして、以下そここのところに（3）（4）という形の中で確実ないろんなものが決められていることとか対策が採られていることというものがあつた時にこの暫定の豊水の許可が下るされますよということでございまして、これが、まず暫定の豊水の許可されるにあつた留意点等でございます。それで、豊水とはという形の中でございまして、豊水というものは正常流量、今現在も使っておる許可、慣行等も含めました既得の水量と河川維持流量が足されたものが、常に流れて必要となるもの、正常流量より超えた上の部分の水が豊水ということになります。ですから使用できる豊水の量というものは正常流量を越えた時に、その上の超えている部分の水をその範囲内で使うことができるということでございまして、実際に、許可水利権につきましては、許可の中で水量把握をしておりますけれども、慣行等で実際に使っている水の量というものは完全に把握できてないという現実がございまして、正常流量が本当にこの水量で大丈夫なのかというのは現実的には今、出ていない部分というのがございまして、上の部分の豊水の量がどのくらい

あるかっていうのは、今すぐには分からないということでございます。以上でございます。

宮地委員長

いろいろと制限は厳しいものがあるということなんですが。

五十嵐委員

だからなんだって言うんですか。結論として何なんです。出来ないと言っているんですか。2、3日時間をくれれば、やる方向で考えるということなんです。

幹事（河川課）

今、慣行水利権の実質の量が分からないということなものですから、今すぐには量的なものの計算が難しいということでございます。

五十嵐委員

いつならできるんですか。

幹事（河川課）

慣行水利の関係につきましては、実質的に取水等をしている流量等を計らないと正式なものは出てこないと思いますので、その流量を観測する日数、どのくらいの期間を計ってやればいいのかというのが、今ここでは判断できかねますので、いつということもちょっと今すぐにはお答えできません。

五十嵐委員

どうすんですかね。

宮地委員長

非常に暗い話しになってきたものですけど。

五十嵐委員

もし水があればこの制限があってもやる方向なの。水があっても駄目ということなんです。あなたの説明でいくと、2つの論点がありまして、水がどのくらいあるのか分からない、それは測量というか、計算したい。もうひとつは、仮に水があっても、基本的事項の将来の水源施設が確実であることという条件に合わないの、できない。そういう感じになるんですか、どちらの文脈なんです。

幹事（河川課）

まず暫定豊水につきましては、その量等にもよりますけれども、許可権限者が国なり何なりになる場合がございますので、その場合につきましてはうちの方で今すぐできるできないってというお答えはできないという回答になってしまいます。それと量の把握につきましても、今どの数量をどう使うかが決まっておりません。正式に使っている量によって、豊水の量を決めるとなった場合につきましては、今、ご説明しましたようにその流量を正確に観測するための日数等というものがありますので、それがいつまでどういう期間で計り、どの数値を用いるのかということは決まってませんので、いつということもお答えできないということでございます。

五十嵐委員

どうしますか。どうしますかというのは、あなた午前中の文脈、全部話そこに座って聞いてたんでしょ。こういう場合、あなたならどうしますか。官僚としてはものすごい優秀な答弁だけど何にも役にたたんわけです。あなたならどうします。6月に答申なんです、これ。それまでに間に合わせる覚悟くらいあるの。今できない、できないって言ったけど。もっと言えば、来週の23日にそういう数字が出てこないと明日から

の部会やれないわけです。さっきの議論、そういうことでしょ。お金は分かん、これもできんというのをすれば委員会になるんですか。それから、あなた先程いろいろな全国の実例見ると、たくさんこういう例はあるようです。どうやってるんですか。今の方ね、全国にたくさんあるようですよ、こちら場所指定するから調べてくれる。どうしたらできたか。長野県だって国営のであるっていつてよ、いくつも。調べてくれる。なぜできたか、それが。なぜこっちはできないのか。この水準と比べてみて、国がやってること違法なのかどうか、それ調べてくれますか。

幹事（河川課）

では、調査をさせていただきます。

五十嵐委員

いつまでがいいですか。しかし、明日、あさって大丈夫、こういう議論でさ。わけが分からないでしょ。お金の方についてもさっぱりわけが分からない、要するに検討するまで分からない。今の暫定の答弁わけが分からない。どうします。

宮地委員長

なるべく早く調べて頂いて、とにかく考え方とすれば、いろいろな手を考えなきゃいかんということなんですから、それをご理解のうえで、できるだけ前向きに調査なりなんなりして頂きたい。そういうことだと思いますが。

五十嵐委員

こちらで勧告しちゃうかね。お金って言ったら出せと、暫定するって言ったらやれと言うしかないんだと思いますけどね。それならいいですか、逆に。この委員会として。

宮地委員長

ダムでいいかどうか分からないと思うんですけど、私は。

五十嵐委員

だって今のあれで行くと、とにかく6月には絶対間に合いそうにないような答弁なんでしょう。今から調べてなんて言ったって。そんだったら、調べるも何もなくこちらの方で暫定。

宮地委員長

五十嵐先生、そう割り切ってしまうなくて、もう少し時間かけましょう。間に合わないときは間に合わないでしょうがないですが。どうでしょう。

高橋委員

ひとついいですか。少なくとも、砂防ダムからの取水という現実長野県にもあるようなんですけども、その辺はどうなのでしょう。

松島（信）委員

例えば、私のうちの近くなら大泉川の大泉ダムがそうですね。麻績村にもありますね、長野自動車道から見えますね。古いダム。

宮地委員長

どうでしょう、ひとつそれは調べてもらって。

松島（信）委員

だから挙げていけばいくつもあるわけで。

宮地委員長

高橋委員がおっしゃられたように、あるかどうかも含めて調べてもらって、全部が全部じゃなくたって良い。ここはこういうことやってますとおっしゃって頂ければいいわけですよ。しらみつぶしにしると言ってるわけじゃないです。お願いできますか、そういうこと。では、よろしくお願いします。それでは、今のことで一応、午前中の質問のことはよろしゅうございますか。では、今から薄川の話に入ります。今もちょっと出ましたように、やはり薄川のところでは高水が前の580から474にどうして変わったか。これは少なくとも委員会の中でその経過をちゃんと理解しておく方がよろしいと、そういうことだったと私思います、そうですね。ですから、そのことについて、あれは小グループの方しかよくご存じないことがありますんで、是非全委員の方にご理解頂きたい。そういう意味でご返答をお願い致します。要するに、薄川の基本高水がどういう経過を経てどう変わったかと。

幹事（奈良井川改良事務所）

薄川の基本高水につきましては、当初580m³/sということをごさしまして、今回小グループの中で新しいデータを元に試算をしましたところ474m³/sという形で出てきたんですが、580m³/sにつきましては、先程、午前中に松岡委員さんおっしゃられたように、前期降雨を考慮してございまして、当時の考え方からするとダム等による場合には前期降雨も考慮するというようなことからきたという形かと思うんですけども、それと松本市の真ん中を貫流している薄川という位置づけもございまして、その辺を余裕を持ってという形ではなからうかと思いますが、当初は50年代の終わりくらいだと思うんですが、580ということでも試算、9時9時の流量から出しまして前期降雨を考慮して580m³/sという値があって、基本的に計画を進めていた状況でございます。従いまして、今回ダムを中止するというようなことから最新のデータに基づきまして、24時間の、いわゆる9時9時でなく24時間の最大値を取った雨量で、前期降雨を考慮しないで試算すると、474m³/sというような値が出てきたわけでございます。これについては、もともと委員さんの中からも意見が出てたように580そのものがちょっと高いとおっしゃられるように、他から比べても比流量等との関連でいきまして非常に高いというようなことで、我々としましても最新のデータを用いたところ、試算をし直した結果で、型で474m³/sという試算結果が出たところでございます。

宮地委員長

はい、前の580が高すぎたというのは、やっぱり前期降雨の入れ方にあったと私も思っております。小グループでは、私もそういうふうに質問をしました。その結果、24時間降雨に直した。新しい計算をしたというのが474であるということでございます。それから、もうひとつ、私、是非説明して頂いた方がいいと思うのは、報告の5ページの基本方針の一番最後のところに、「なお」というところがありますが、この474というものをどう見るかという話を書いてございます。これもやっぱり、ちょっと噛み砕いた話をしして頂いた方がいいと思います。どうでしょう。つまり、雨量だけを見直した結果であって、その他にどういうファクターがあって、それはまだどうなっているかという話でございます。

幹事（奈良井川改良事務所）

24時間雨量によりまして、80年確率で474m³/sということで薄川について値が出てきたわけなんですが、これについては、いろいろな、いわゆる定数が前の計画の定数を使用してる面もございまして、その辺も含めて、例えば薄川につきましては奈良井川水系という形で薄川が田川に合流し、田川が今度、女鳥羽川とともに奈良井川に合流してというような形で奈良井川水系全体で計画を立てていかなきゃいけない、整備計画等もたっていかなきゃいけないというところでもございまして、その全体の水系の中の一部として薄川が出てきておるもんですから、それを全体の中で調整をしながら、もう一回流量配分だとか雨量とか、その辺のところも見ながらカウントをして、今のこういう手法でいきますと580が474という値が出てき

たもんですから、他の川についても、そのような手法を用いて同じような方法で奈良井側水系全体を見ていかなないと、この薄川だけで数字が動いていくわけにいかないもんですから、例えば、粗度係数ですとか、Rsaとか、そういうようなものも含めて全体の中で検討をして計画を練っていかなくちゃいけないんじゃないかという意味合いでございます。

宮地委員長

はい、ありがとうございました。どうなんでしょうか。そういう意味で動きうる降雨量とか、粗度係数は流量でしょうが、流出率なんかの問題も、そういう定数は前のとおり置いてあると、そのまま計算をしたと、その辺を見直すと、高水もまた変わる可能性がある、多分下がるだろうとこう言っておりますが、どうぞ。

植木委員

そうしますと、他の流域についてはどうなのかという午前中、松島（貞）さんの方からもあったと思うんですね。変えられるかどうかという判断はどこにあって、この流域だとまだその見直しが可能であるかどうか、これはもう無理なんだというような話はどうなんでしょうか。

宮地委員長

その辺、どうなんでしょう。そっちで返事をするよりは、あっちで返事をして、幹事会にお願いをした方がよろしいと思いますが。

幹事（河川課）

今の薄川のお話あったわけでございますけども、今後、見直す可能性につきましては、検討委員会で答申を受けて、国と協議しながら県として検討していきたいということでございますけども、流域っていうのは、ちょっと捉え方が。

宮地委員長

薄川の場合はとにかく計算法を変えて高水が変わったわけです。それについては、例えば前の浅川・砥川のように基本高水を下げたとか、その数字をカバー率下げたということとは意味が違う。それがなぜ可能かと言ってるんですね。つまり、今のことは合理的な理由になりうるかという話。はい。

松島（貞）委員

上川部会の植木座長の報告の中で基本高水が変わる、計算方法でこうできるんならば、治水対策が根本的に変わるというか、安くなるという話もされておるんで、薄川で可能ならば、他のところも可能なかどうかという、そのところを明確にしておかないと、困ると思いますけど。

宮地委員長

そう思います。薄川の場合にはやっぱり、もっと基本的な話があったような。元のダム計画というのがなくなっちゃった関係だと思ってるんですが、新しく考えなきゃ、どうぞ。

幹事（奈良井川改良事務所）

薄川につきましては、いろいろな議論があると思うんですけど、我々としては、まず国土交通省を含めて、最初にそのダムが中止になったというような経緯がございまして、我々とすれば希望的観測というんですか、そういうようなことも踏まえてやったらどうかということで、ある程度理解が得られるんじゃないかということで進んでいるわけがございまして、最終的には国交省との最終の詰めが残ってるわけがございまして。我々の考え方とすれば、計画段階であったものでございまして、数字としては、580で動いていたわけなんですけれども、これがダムは中止になったことによりまして、基本的に河川整備計画そのものを新たに作り直さなくちゃいけないということで、昔の中小河川改修事業の全体計画という中で認可を頂いて仕事を

やってきた中なんです、今回がダムが中止になったことによりまして、それを取り直すにあたっては、やっぱり、水系全体を見直した中でいくとこうだよということで、ある程度合理的な説明をできるという希望的なもので進んでいるところでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

石坂委員

先程のご説明を聞く中では、

宮地委員長

石坂さん、マイクを入れてください、そばにやってください。

石坂委員

先程のご説明を聞く中では新たな観点というか、新しい計算方法で直して日雨量の考え方を変えたり、係数を変えたりする根拠、つまり580m³/sから474m³/sに新しい結果に変わるということの中には松本市の中心部を流れる川であって、少し余裕を持って高水の高いものを設定し、余裕があったのだから、あまり余裕を見なくても良いという言い方が相応しいか分かりませんが、そういうことで考え直すことができるというようなことが、今ご説明にあった政府自身が中止勧告もしたダムではないかということも含めてお話があったと思うんです。ただ、そうしますと過ぎたこといろいろ言うつもりはないんですけど、今後の流域についてこの議論を生かしていけば良いとは思いますが、委員長からも今提起された合理的理由になりうるかという答えと、例えば浅川だって人口密集地を流れる川なんですけど、その時にはそういう考え方は事実上認められない議論で、あの基本高水に明け暮れた議論は何だったのかなと改めて、私などは思ってしまうんですね。だからそういう意味で、政府が中止勧告をしたダムといっても大仏の中止勧告になった経過は、治水安全度がどうのこうのと、そういう話しではなくて、公共事業再評価制度の全体の見直しの中で、採択後5年たっても進まないという、いわゆるその年度に引っかかったというだけの理由での中止勧告だったと記憶しています。そうすると今の議論との整合性というのは、私はとても矛盾があるような気がしてお聞きしていますが、過去のことはともかくとして、今後の議論に生かすという点で、例えば、今もご質問出てますけれども、当初いったん設定したり、考えたりしたものを、例えば今のような理由、つまり、日雨量の取り方やいろんな新しい要素で考え直すということは有りであると考えて議論を進めていっていいんでしょうかということです。

宮地委員長

どうでしょう。やっぱりそれができるひとつの大きなチャンスであったということじゃないですか。率直に申しまして、浅川・砥川の時には、それをやってる暇はなかったですね、確かに。だから合理的な理由を探すにはいろいろなやり方あったと僕は思いますけれども、その辺が実際、私思うんですが、清川の時にもダムの計画がまだ計画段階であったもんですから、ダムの造り方もちょっと変えまして、それで河川改修の範囲が変わったり致しましたですね。ああいう点は私は薄川と清川の場合には他のダムとはちょっと違う状況があったんじゃないかと感じておりますけれども、但し、本当、時間的余裕があれば、基本高水があればだけ問題と呼んだという段階ならば、元に戻ってやり直せばよかったということは事実だとも思っておりますけれども、どうぞ。

五十嵐委員

これも根底的な反省なんですけど、財政ワーキンググループで代替案というものを検討する時に非常に高い値段が付いてるでしょう。あれはやっぱり全部基本高水に合わせられて作っているからなんです。しかし、どう考えても、あんな高い堤防と価格設定とか合理じゃないと思うこともやむを得ず、その基本高水を前提にするものだから、ダムを造らない場合と同じ水量確保しなきゃいけんからああいう不合理な、実際上感じ

ざるを得ないような数字を出さざるを得ないんです。ちょっと浅川・砥川抜きにしまして、上川なんかもうなんです。基本高水さえ、ちゃんと合理的な水準であれば、ほとんど金かけなくてもできるし、その方がもっと合理的でいいかも知らないということ、目の前に見えてるんです。ただひとつ役人側の頭が変わらんだけでできないという状況なんです。これについては何回も議論してますので、極端に言えば、この当委員会は基本高水、これで設定すると、矛盾しよう何しようが設定するとしちゃって、合理的で自然でみんなが正しいと思うものをやったほうが良いんじゃないかと、私は思ってるんですが、いかがでしょうか。

宮澤委員
委員長。

宮地委員長
はい、どうぞ。

宮澤委員

もう一回幹事会の方でしっかりと答えて頂かないとまずいと思うんです。私も砥川で何のためにあれだけのエネルギーを費やしてきたのか、本当に何か分からなくなるような論議を本当に聞いてるんですが、率直なところ基本高水は今の問題について、もう一度幹事会にお願いしますが、聞かれたことに答えるということはそれだけの準備をして頂きたい。ここへ出てきた時に聞いたことを次の時までには答えてきますという、こういう何か慣習みたいなものがこの検討委員会にできてるんです。それじゃあ、前に進むのに時間がかかって仕方ないから、当然この問題のところでは、このことが論議なされるということは当然それぞれの幹事の職員の人たちは分かってらっしゃると思うんです。そこのところを明確にして頂かないと論議がまったく進んでいかない。今も基本高水、植木委員さんから出たことは基本高水を下げるといふ論議については、それでよろしいんですかということ言ってるわけです。それに対して答えがないんですよ、まだ。全部国との関係で、国へ持っていったら、去年の3月頃2月県会からいったようなあれは何だったのかという形すら思ってくるような問題なんです。そこのところもうちょっと、はっきりとご主張頂けませんでしょうか。

宮地委員長

今、相談をしておるようですが前回の委員会だったか、大熊先生もお出でになる時に、やはり基本高水について、政府、国土交通省の見解について、いろいろ聞こうじゃないかという話は確かに強く出たと思います。ですから、私は薄川の話がどうこうであるにしても、やっぱり、いっぺん聞きに行く必要があると思うんです。だから、少なくとも基本高水の委員の方と、それから財政の方とか、いろいろそういうことに質問事項を整理して、事務局の人に聞いてもらうよりは我々がいっぺん行って、そこのところで直接訴えて、結果はどうなるか分からないと思いますけども、その段階で私どものひとつの方針をそれぞれの河川について、答申に作り上げれば良いんじゃないか、そういう感じを私はしております。どうぞ。

幹事（河川課）

いろいろとご議論のある中でございますけれども、やっぱり、変えるというには、合理的理由について今のところ見当たらないということでもって、当面は指針に沿いまして、決めて頂きまして、流量観測、調査等をするなかで枠組みと申しますか、行政的なほうで必要あれば、基本高水流量が正しいかどうかということを検証するという、そういうことで、合理的な変更理由があるかどうか確認するという、それまでの間は今まで、我々行政の方でしております考え方に基づく算出方法に基づいてそれを検知したいということでございます。

宮地委員長

一般論はそうだと思うんですが、先程の松本の所長さんがお答えになったのは、薄川の場合にはああいう状況があるので、もういっぺん計算をし直した。それが合理的な理由として越せるんじゃないかという感覚をおっしゃったと私は思っておりますが、どうなんでしょうか。松本の所長さん、私はそういう感じを受

けたんですが。ただ、他の方について一般論で申しますと、いろいろ難しいところがあるのかも分からない。

幹事（奈良井川改良事務所）

薄川については、今、委員長さんおっしゃるように今計画段階だったのと、他から見ても、確かに当初の580というのが比流量と比べるとちょっと高めだったということで、その辺のところも説明をしながら合理的に説明をできるんじゃないかというような思いでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

今、この検討委員会で薄川のことで合理的な理由一生懸命探しているようですが、国はとにかく止めたんですよ。中止というのを一番最初に言ってきているわけですよ。その時に合理的な理由というのは、580という基本高水のままで中止をする。それによる合理的な理由というのは県の方は国から聞いているんでしょうか。聞いてるとしたらどう理由だったのか教えて頂きたいと思うんです。

幹事（奈良井川改良事務所）

では、私の方から。私の知る限りではその辺のところは、さっき石坂委員さんおっしゃられたように、時間がかかっているということで、量的な問題というものは一切なかったよう記憶してございます。従いまして、その時には流量がどうのこうのというんじゃなくて、要は時間がたっているという再評価的な考え方で変わったと思うんです。その時に量的なものとかそういうものが出てくれば、当然我々としてもダムがなきゃいけないよというような説明があったかと思うんですが、一方的な形には出たわけで、ダムは中止になったということだけで、量的なものはないんです。これからダムが中止になったことによる新しい河川法による河川整備計画を立てて、河川整備をしていかなきゃならないので、整備計画を立てるにあたっては、そういうことも考慮をして頂けるのかなあというような希望的なものも含めまして、薄川については、他の河川と違いまして特殊性があるんじゃないか。途中の事業が半ばああいうように進んでいたものとか、そういうものとは違いまして、薄川についてはこれから計画をしっかりと練ってという段階のものと国から中止というようなことも含めまして新たに最新のデータに基づいて試算をしていったものを、説明をしていけば何とか理解が得られるんじゃないかというような思いで進んでいるところでございます。

宮地委員長

はい、どうぞ。

植木委員

ちょっと良く分からないんですけども、要するに合理的理由があれば、変えられるんですか。上川にしる、郷土沢にしる。どうなんですか、それは。前回の例えば上川のグンベル法でやるのか、岩井下限法でやるかの違いがありましたよね。私はあの時に、なぜ従来の方法が合理的なのかという理由が実は良く分からない。説明ありました、確かにあったんです。あったんですが、グンベル法じゃなぜ駄目なのかというのは、それでもいいんじゃないかというのが、納得いかないんです。他の流域でも合理的な理由を探せばあるんじゃないんですか、もしかしたら。例えば、係数の問題とかいろいろあるかもしれませんが、みんな薄川のように基本高水が高いと思ってるんです、基本的には。そうすると合理的な理由をもうすこし検討してみる余地はまだあって、それで国土交通省にこういう合理的な理由で、もう一回、基本計画はあるけれども、もう完全に基本計画の頭、それからは抜け切れません。一回抜けて欲しいんですよ。そしてもう一回議論して欲しいというのがあるんですよ。どうなんですか、それはできない、基本計画一回出したら、それ以上はもう動かしようはない。例え他に合理的な理由があったとしても、それはもう駄目なんだということなんじゃないか。

宮地委員長
はい、どうぞ。

松島（貞）委員

私は実務者なんで、午前中も言ったとおり、浅川・砥川は実はもう変えることは不可能、要するに実務的に不可能であった。ただそれ以外については、先程の薄川で言われたように希望的なことも考えながら、それは検討委員会で審議されれば、私どもは県が新たな基本高水でいけるように、例えば努力したいので、それは審議の中で、何とかそういうような言い方を、こういうふうにして欲しいのだけれど、その点。

宮地委員長

松本の所長さんの話は私はそういう方向だったと思うんですが、薄川の小グループの委員の方からいろいろ疑問点が出ておりますけども、その辺あんまり突き詰めると、浅川、砥川に戻りますと、例の我々の出した答申案と県がとった方針案とのギャップになってくるわけで、いろいろ難しい面がございますが、私自身が小グループの方に入っております、ある程度薄川の場合にはこういうことで変えようという気持ちを表したという積極的だったように思っておりますが、ただ、それは最終的なものではないけれども、そういうことをやってみようという具体的なひとつの場所があって、それが比較的やりやすい場所であったということも私は否定は致しませんですが、そんな実感を私は持っております。どうぞ。

藤原委員

ここで配られている薄川小グループのこの3ページのところにあるガンベル法というのは、これはグンベル法なんですか。

宮地委員長
そうですね。

藤原委員

そうすると、ガンベル法と書いてありますが、これグンベル法なんですね。

宮地委員長

GUと書くから発音によるんじゃないですか。

藤原委員

そうですね。カタカナですから。そうすると薄川の場合はトーマス法でやって、それをグンベル法にすると下がると、トーマス法でやると高い値だったけど、これをグンベル法にしたら下がってきた。それから、上川の方も岩井下限法でやったのをグンベル法に直したら基本高水が下がってきたということですね。そうすると他のところも基本高水の計算のところ、全部見直しをしてみるという必要が出てくるんじゃないですか。結局全部グンベル法になってるのか、それとも、そうじゃないとすれば、高い基本高水が設定されているということもあるかもしれないんで、これはやっぱり統一するという意味で、全部グンベル法でやってみるという必要が出てくるんじゃないか。そうすると今駒沢川の方でも一応基本高水5.2m³/sで、それを1.6m³/sダムでカットして、3.6m³/sとなってるんですが、これをグンベル法でやったら5.2m³/sじゃないかもしれないという可能性が出てくるとすれば、基本高水の問題が結局ダムとの関係になってるわけなんで、全部見直しをしてみる必要が出てくるのかなと思いますけど、いかがですか。

宮地委員長

上川の時には、確か2つ方法があって、それでなんで高い方取ったんだろうという話がありました。今、藤原先生おっしゃる全体的なことを見直しておる。今例えば、上川の場合も部会の報告が出ておりますが、

それをこの検討委員会でそこをやり直せという話をするなら、それはそうだと思うんですが、事情が違って、例えば薄川の場合には、24時間雨量で計算をし直した一度は、他のことは考えなかったということは明確に言っているわけです。ですから、先生のおっしゃるように、ここはトーマス法を採用したと書いてありますが、それはまた違うわけですけども、そのところをやり直せというなら、また話は別ですが、薄川の場合には、24時間雨量で型と型でやり直した結果に基づいて、この小グループの報告はできておる。そこはご理解を頂きたい。そうすると下がって、これならばいける、ひとつの方向として出せるだろう。ただ、違いますのは部会の報告を受けたわけじゃないので、委員会の中でこのところもっと掘り下げると言われれば、それはやることは可能なんですけど、今薄川の議論をしておりますので、ちょっとそこにもう一回薄川に限って頂きたいんですが、ダムを止めちゃったけれども、こういう方法で河川改修をやれば、この程度の流量は呑める。そういうことを市民に理解してもらおう。これが趣旨なんでございます。ただ、薄川、他の河川と違うところは、薄川だけ考えているんじゃないで、奈良井川水系全体の問題も絡んでくるから、本当の全体、総合的な治水の話はもう少し後に延ばさなきゃいかんだろう。こういう話になっていくと私は思っております。どうぞ。

植木委員

話の流れとしては、それで結構だと思うんです。まず、薄川の問題を片付けましょうと。ただ基本的にはそのきっかけとして基本高水どうするんだというのがあって、これは最低ということであって、上川部会でも基本的には従来の基本高水でもってきているわけですが、部会ではなかなか基本高水の問題、埒があかないんだということなので、検討委員会で議論したいんだというのが、上川部会のひとつの考え方なわけですね。ですから、話の流れで薄川はやってもらってもいいんですが、いずれにしろ、もう一度基本高水の問題は議論して頂きたいと私は思っています。

宮地委員長

分かります、分かります。そうですね、角間でも郷土でも、多分そういうことあるかと思えますよ、それは。

五十嵐委員

先程言いましたように河川改修をダムなしでやる時に全部これ引っ掛かってるんです、全部。それで課長さんに聞きたいんですが、全国の河川見て基本高水高いと外国人も言っているし、みんな高いと言ってるんです。一般的にですよ。それに合わせて河川改修案を作るもんだから、莫大な費用がかかりますよね。その金すらないと、こういう話になってるわけでしょ。何を審議会だとあなたたちは考えてるんですか。もっと合理的で、もっと安くって、もっと良い方法を探そうという発想にならないんですか。基本高水あるばかりに、あなたたちがそう言うばかりに、まったく進まないんですよ。ノックアウトするかどうかしかなくなってわけ。もう、考えられないんですか。結果的に物凄く不合理でしょう。もっと端的に言うと、あなた達人間なのかと聞きたい。何を考えてんだらうかと、何のために生きているんかと思うくらいの深刻な疑問ですよ、これ本当に。全国からいろんな人に聞いたんだけど、長野県ばかりにされてんだよ。脱ダム格好良いけど基本高水について、ずっといつまでも全く動かない。何もやる気ない。県に止められてるんですよ。言う意味分かるんでしょう。大体実現できるんですか。検討委員会でこうやって、ずっとあなたたちの答弁聞いていると、何もできない、何も。河川改修できないんでしょう。じゃあ、利水の方を暫定で、これもできない。何したいのというくらいの感じなんです、正直言うと。この後、上川のところちょっと知ってますけど、決着付けてくださいよ。もし駄目なら、僕はもういくら言っても駄目だから、こちらの方で基本高水はこう考えると、グンベル法を取ると答申しちゃって、やるかやらないか、こっちで注文つけちゃうほうがいいんじゃないかと思うんです。あるいは、これでもう面倒臭い、これは我々が設定したんだということ。どうですか。とにかく、学者の良心がずたずたですよ。まったく意味のないことばかり検討してるんですから。代替案にしたってばかげてるんだから、とにかく。上川だって本当はちょっと下げてもらえば、もっと有効な、もっといきいきとした案はいくらでもできるんです。金かからない方法ですよ。方法論が違うだけなんですよ。同じ許容されている方法論で、別の方法でやったら、違ったということなんですよ。

宮地委員長
はい、どうぞ。

幹事（河川課）

従来からずっとある河川データ等を収集する中で、雨量から基本高水を算出するということが、一応行政サイドというか、行政のマニュアルというか手順というか、そういうの示されてるわけですが、それが必ずしも全国全部一様に完全にラップするわけではないと思いますけれども、そういう中で、それに合わないよという、そういう合理的な理由がデータとして見当たれば、それをもって国交省さんの方へ行って、基本高水これでは高いので、このくらいに下げさせてくださいと、そういうことになると思うんですけども。その具体的な理由についても、先程から薄川とか、9河川のうちのいろんなデータを統計的に処理すると、多分、薄川もひとつ大きくなっていると。それと先程の流量算出の問題をグンベルだとか岩井法だとかいろいろあるわけでございますけど、流域が大きい場合だとか、急流河川だとか、長いとか、そういう川の状況によって算出、出てくる量が急流だと一気に出てくるだとか、ゆっくり出てくるだとか、いろいろな要素があるわけでございますけれども、その算出する方法によって、流出してきたのを検証することによって、一番どの算出による方法が適合性、あっているかどうかということを検証する中で・・・。

五十嵐委員

ひとつだけ教えてください。そういうのであれば、いつまで検証するんですか。検証したら直すんですか、本当に。いつまでにやるんですか。また10年かかるんですよ、あんなたち検証するのに。

幹事（河川課）

ですから、そういう流量観測だとか。

五十嵐委員

いつまでと聞いているの。

幹事（河川課）

ですから、概ね10年だとかちょっと年数がかかってしまうということです。

五十嵐委員

ね。聞いたってしょうがないんですよ。何もやらんというのと同じことじゃないですか。言葉で適正にやるんだけど、また10年とか、また予算がないから調査もしないんですよ。この委員会になると、ダム全部造るんですよ、この論理で。恐ろしい話なんですよ、本当に。そのこと自体についてあなたは疑問がないんかということなんですよ。ない。この委員会だってあなた達作ったんですよ。犯罪なんですよ、ほとんど。ただのサボタージュ作るわけですから。ないですかね。具体的な施工をっていったって、代替案でどうやって造るんですか。全部これが前提なんですよ、本当に。また余分な金を使い、可能性があるわけですよ。

宮地委員長

はい、藤原さん、どうぞ。

藤原委員

今、河川課の方でもってマニュアルに従ってって言うてるんですが、実はカバー率については、本当にマニュアルに従ってやっていますか。河川砂防技術基準（案）のところを見ると、カバー率を決める前に、基本高水の工法を決める。それは中位以上のところで決めて、それでカバー率を計算すると50%以上になるだろう。それで高橋裕さんという河川審議会の委員が書いた本を見ると、もしそうやって計算をして、50%を下がった場合には基本高水の候補をもうひとつ上げると、そして50%を越えるところに基本高水を設定

しると、但し一級河川なんかの場合には、安全というものを考えれば、基準の方では60から80%のカバー率のところだと。それから高橋さんの本では、60から90%のところに収まるだろうって書いてあるんです。にもかかわらず、これ100%使ってるわけでしょ。もうひとつ、そのそばにバランスを取ってというのが書いてあるから、全国一律で100%取ってるんですよね。だけど、マニュアルには50%を超えれば基本高水として設定できるんです。これは大口さんのいる時から何度も言ってるんです。そういうマニュアルがあるんだったら、それに従ってやればいいじゃないですか。そして基本高水ワーキンググループの大熊さんと高田さんはそういうことをやって、大体60%から80%のところということで浅川の時も450を330と、これはカバー率80%だからいいだろうとすれば、ダムなしでいいんだという答申してるわけでしょ。ところが、出てきた枠組みというものには基本高水は450だけでもダムなしだと。これは合理的理由になんないんです。むしろ、この検討委員会の答申なんかを尊重なんかしてないことじゃないんですか、これは、あれだけ基本高水で散々やって、ワーキンググループへ大体80%くらいだから330m³/sでいいだろうと決めたんじゃなかったですか。もし、450だったらば、ダムは必要だということで建設省がゴーだったわけでしょ。それでダムで100m³/sカットして350m³/sにすると、それに対して基本高水をカバー率である程度60から80の間に収めるところで設定して、そうすると330になるからダムがなくても大丈夫ですよという答申をしたんじゃないんですか。にもかかわらず、気がついてみたら450m³/sの基本高水はそのままだと、そういうような検討委員会の答申を作るまでの基本高水についての論争って言うのはまったく考慮されないままに、枠組みなんていうのができちゃってるっていうのは、そういう意味では、非常に不満なんです。だから、基本高水のところでそのマニュアルどおりっていうんだったらマニュアルどおりにやってみて、そして基本高水を設定した上で河川改修だけで済むのか、やはりダムはいるのかという話にすべきだと思いますけども。

宮地委員長

さて、話しがだいぶ元に、3月、4月の段階に戻ったような感じがしておるんですけど。どうまとめていったらよろしゅうございますか、どうぞ。小グループでない方からいろいろご意見頂きたい、どうぞ。

竹内委員

なんと言うか堂々巡りでまた元に戻ってしまったんですけど、いずれにしても、本質的な問題は合理的理由とか、今までの論議の経過の中につままして、あとバランスの課題とか手法の問題あると思うんですけど、ただ、枠組み案自体のことも、実質的にあの時に論議したことの中で放置はできない。従って、何らかの対応をするには国の認可の問題があるという話はまたしました。いずれにしても、さっきお話しのように基本高水は全国的な話ですから、県とすれば国土交通省と話しながら進めてくしかないというのが率直な話ですし、その答弁の枠は現状では出てないということだと思います。従って、さっき言ってますように基本高水のワーキンググループなりで、その辺は検討委員会として国なりと論議して頂いて、その結果を報告頂くと、それしか私はないと思います。そういう方向で今後そのことを前提にして、また論議をしていくということ以外に、ここでいろいろやっても、私は埒あかないんじゃないかと思います。おそらく薄川に関して、それなりきの見解が出てくるんじゃないかと私も思いますけども、当然できないこと決めてみても、これはしょうがないと思いますんで、その辺は、ひとつ、そんな処置の仕方、また振り返り論議していても永遠と続いていくという感じなもんですから、そんなご配慮をお願いできればと思います。

宮地委員長

どうぞ。

松島(信)委員

とにかく薄川の場合はもう公聴会を控えているところだし、それから、担当の県奈良井川の所長さんの方からは、先程から見通しがあるというようなニュアンスがあるお答えと私は受け止めるんです。ですから、それを全面に進めていくのが、検討委員会の立場じゃないかなと思うんです。上川の場合については、今日ここで決まらんとするんです。松本の地元の、県の立場は今までの場合とはちょっと違って、薄川の改修を

もっと進めていくような姿勢を私は感じます。だから、薄川はこれでやっていくということで進めて頂きたいと思うんです。

宮地委員長
はい、どうぞ。

藤原委員
前回の時にこの474というのは、これはカバー率100%で計算されてる。だから400でやっても80%くらいのカバー率なんだから、もっと基本高水は下げられるんじゃないかと言ってたと思うんですけども、それはいかがなんですか。大熊さんはそう言ってました。

宮地委員長
高田さんはそう言ってるんですよ。

藤原委員
いや、僕もその時に、計算をして80%ですねと、カバー率が。

宮地委員長
ですから、この474は確かに勘定した中では最高なんです。しかし、今のところそれで基本高水として決めちゃったわけではないです。それはご理解を頂きたいんですが、つまり、雨量のことだけ考えていろいろ出して見た結果がこれである。その結果、何回も申しますが、それを元にして試算をしてみると河川改修でとにかくいける、基本的に、薄川の場合、実は地元の人にはこういう心配もあるんです。多目的ダムはなくなった。だけど治水ダムという可能性は残っているのではないかと。松本市の総合対策委員会は非常に気にしております。そんな心配はないよというのが、このひとつの案だ。それで、私繰り返し申しませんが、474というのは、高水として決定したものではない。これからいろいろな定数の見直しで、今だって変わるものもあるし、それから、実際の流下能力も粗度係数とか、そういうものを見直せば、変わるかもしれん。しかし、それはこれから先の話であるというのが今の段階であるとは私は理解しております。だからその辺が例えば、他の部会は基本高水は一応これだと設定しておいて、それで全部案を出した。それとはかなり内容が違ってるんだろうとは私は思っております。どうでしょう、幹事会の方、私はそういう小グループのまとめ方っていうのは、そんな方向だったと思うんですが。

五十嵐委員
もうひとつ、もしそうだとすると、この数字はなんて呼び方するんですか。今、委員長の説明だとすれば、この数字はなんという呼び方になる。基本高水でもない、何とかでもない、何とかということですか。

宮地委員長
基本高水の目安でしょう。

幹事（奈良井川改良事務所）
基本高水で、今の最新のデータに基づいて試算した基本高水ということ。

宮地委員長
目安でしょ。

五十嵐委員
基本高水で良いんですか、これ。

幹事（奈良井川改良事務所）

基本高水で良いんですが、要はこれが数字的に薄川水系全体も含めた中で検討していかなきゃならないので、薄川だけで論じて固定はできない。薄川についていえば、ダムが中止になった箇所ということで、基本的には最新のデータに基づいて、試算すると流量が下がります、下がったことによって、河川改修でいけますので、その方向で進んでいって、奈良井川水系の他の河川についても、そういうような手法で再検討して全体を睨んだでやっていくということをございまして、最終的に今の出ました474が最後までということではございません。全体の中で見ていった時にということをご理解を頂きたいと思うんですが。

五十嵐委員

全然理解できない。もうひとつ、最終確定するのはいつなんですか、そうすると。

幹事（奈良井川改良事務所）

最終確定につきましては、奈良井川水系全体の。

五十嵐委員

だから、それはいつかと聞いている。

幹事（奈良井川改良事務所）

それは検討委員会から答申を受けた段階から同じような手法で他の河川についても、同じように水系の流量配分を見直すということをございますので、それは少なくとも1年ないしというような調査結果、計算結果に出てくるんじゃないかと思います。

五十嵐委員

1年限りくらいの基本高水と、こういうことなんですか。

幹事（奈良井川改良事務所）

河川整備計画を策定する時は基本高水を定めて、それから、いろいろな工法だとかそういうものを決めていかなきゃいけないものですから。

五十嵐委員

質問に答えてください。1年ぐらいに作るの、1年限り有効な基本高水と、こういうことなんですか。

幹事（奈良井川改良事務所）

1年くらいをかけないと数字的には確定したものが出てこないということをございます。

五十嵐委員

1年後には出てくるんですか。分からない。要するに、相対的になっていくことなんでしょう。

奈良井改良事務所

そうです。

五十嵐委員

そうすると他のところだってみんな相対的なんですよ。

宮澤委員

ちょっと違うサイドからいいですか。河川法の中に地元住民の意見、流域住民の意見を聞けという項目が河川の施策を決定する時にありますが、もし今回これで公聴会をかけたとした時のその公聴会という意味は、

要するに今河川法に基づく河川整備計画の中で基づく地域住民の意見を聞いたと、こういう機会だったということで位置づけるように河川課は考えているんですか。もう一回やるように考えているんですか、そこをちょっと教えてください。

幹事（河川課）

別でまた考えてます。

宮地委員長

つまりこれが最終じゃないということだと私も思っております。それにはまだ見直すべき定数とかいろんなものがあるんだと私は思ってます。

五十嵐委員

別にまたやるんですか、こういうこと。

宮地委員長

この委員会なんかじゃなくてですね。

五十嵐委員

この委員会なくなった後、例えば、薄川についてまた公聴会やるの。何のために、どのために。だって今まで少なくとも浅川とか砥川に関するやつは正式な河川法に基づく、いわゆる住民の意見を聞くと、あれの手続きを踏んでると理解しているんでしょ。全然違うの。また全部やり直さなきゃいけないんですよ、これ。代替案もってく時も。

宮地委員長

どうぞ。

宮澤委員

委員長、いいですか。この長野県の治水・利水検討委員会の条例を作る時の趣旨は五十嵐先生が言われたような趣旨で作ったということは私はそこに参画したメンバーの一人としてございました。

石坂委員

委員長、ちょっといいでしょうか。

宮地委員長

どうぞ。

石坂委員

ちょっと話が大きいっていうか、違う方へ今の宮澤委員のご発言からいってしまってるように思います。基本高水の計算し直したものをどう捉えていくのかというもとの議題に戻りまして、私の意見をちょっと申し上げたいんですけど、よろしいでしょうか。ここはもう今議論してははっきりしているんですけど、合理的な理由なしに一度設定した基本高水を引き下げることを認めないと言っている国土交通省自身が、例えば、薄川について言えば、時間がかかったと、再評価制度の枠にひっかかったということで他の理由は示さず中止を勧告してくるといその矛盾の中で、議論しても無駄な部分があるわけです。それは横に置いておきまして、とりあえずこの検討委員会が中止勧告を受け、県も中止することを決めたこの薄川流域の治水対策についてどうするかという検討の中で今新しい最新のデータでまた新しい考え方で計算し直すと、こうなりますよと、ひとつの試算が示されたわけです。私もちょっと言ってしまうんですけど、浅川・砥川がどうだったとか、これから他の流域がどうかということとは切り離して、これを材料にして今出

た新しい試算をどう使って薄川流域の治水対策について考えていくかという方向に具体的に議論を進めていった方がいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょう。是非、先程お話があった前回、高田委員からも提案ありました国土交通省に現時点でこの基本高水の長野県でも苦労してるんですけど、全国的な今のこういう状況の中で改めてどういうお考えかということについては是非、早い時期に高水のワーキンググループでイニシアティブとして頂いて、先程竹内委員が言われたことと同感なんですけど、行って頂いてまたご報告をお伺いしたいと思います。

宮地委員長

はい、ありがとうございます。私も実際、今石坂さんが言われたようなことをずっと言っておったつもりでございますけれども、だから、高水一般については、問題を持ってないと言っていない。確かにあるわけでございます、それが全部片付かないと話が進まないかということ、それはその問題を議論するのと、今言ったように474を今どう利用しようか、むしろ、ひとつやり直したチャンスがあるんで、これで考えてみようじゃないかという話がこのポイントじゃないかと私は思っておるんですけども、藤原先生、いかがでしょう。強烈な反対意見をお持ちのよう、どうでしょう。そういう。

藤原委員

前からいろいろ基本高水の議論を基本高水ワーキンググループの方がおやりになって、その話を聞きながら、基本高水というのをだんだん理解したつもりなんですよね。そして、その中で基本高水ワーキンググループの方で、カバー率の話、何も100%じゃなくていいんじゃないかということ出してきたわけです。駒沢川の場合に言えば、先程言いましたように、100%で52m³/sなんですけども、しかし80%くらいにすると40m³/sなんです。あそこは30年確率でやってますから、30年間どうだったかということ、40m³/s以上出てないんですよ、水が。でも基本高水では52m³/sということで、ダムの話が出てきちゃってるわけです。だから、これをもし基本高水のカバー率というのを先程から言ってますように100%じゃなくていいんだと、要するにマニュアルどおりに考えていいんだということになれば、40m³/sくらいの基本高水、カバー率80%になるわけです。そうすると、河川改修もほとんど必要ない。そここのところで、余裕高が60cmあるんです。だから、40m³/sということにすると10cmほど食い込むんです。まだ50cm余裕高が残るんです。ところが、これを52m³/sとすると、50cm上がりますので、余裕高10cmになってしまう。だから今パラペットでそここのところを何とかしようかという話になってるわけですけども、これが先程から言っているように基本高水100%取らなくていいということになれば、パラペットでその分をなんとかするという分もなくなり、安く上がるんです。治水の問題、それでもって一応解消してくるということがあるわけなんです。だから基本高水を100%だといって、いつまでもそういうふうに固持されると、今のようなことで治水対策も考えなくてはいけません。お金もかかる。ところが先程から言ってますように基本高水のカバー率について、ある程度幅を持たせて考えるんだとマニュアルにはそう書いてあるんじゃないですか。そしたらマニュアルどおりにやれば、治水の問題は解消できて余分なお金をかけなくても済みます。ダムは勿論いらぬし、河川改修も十分に対応できるわけなんです。でも基本高水が100%と言っているのをやってみれば、やっぱり何らかの河川改修でパラペットを使うかなんかするかという話になってきてしまう。結局、そこは動かないんですよ。だから今度の薄川の場合でも474というのは、これが100%です。しかし400ということにすれば、河川改修についての費用というのは、少なくとも下げられる可能性が出てくるわけでしょう。だからそこら辺のところを考えれば、基本高水、しかも2000年の12月の河川審議会の答申なんかを見れば、ある程度洪水との共生ということをやっているとすれば、そこを含めて考えれば、カバー率100%をいつまでも推し進めている必要はないんじゃないかと思えますけど、ただもう基本高水の話というのは、もういやって言うほどこの検討委員会でもやりましたし、部会でもやってるんで、これをまたやっても本当に生産的な話になるかどうかということについては、あまり自信がないんで、こんなことやってたくないんですけど。でもそれひとつ考え方を変えて、基本高水ワーキンググループから提案されたような基本高水というのは絶対的の唯一の答えじゃないんだということで、考えれば随分、その治水に関する考え方も広がってくるし、それによる費用の計算なんか、ずっと下げて考えられるようになるんじゃないでしょうかということです。

宮地委員長

どうも藤原先生のおっしゃてることも、ごもっともなんですが、それは4月の段階の議論ではそうでしたね。その時に我々は何をやったかという自分たちの考えることを主張しようやと、こういうことでございましたですね。それはまだ変わってないと思うんです。

藤原委員

だけど、それを答申に出したわけでしょう。浅川の場合も砥川の場合も、基本高水を下げて、そうすることによってダムがなくても河川改修でという話になったにも拘らず、枠組みとかいう中で、元の基本高水に上げちゃってるんじゃないですか。とにかく、あれは検討委員会の答申ではないと僕は思ってますけども。

宮地委員長

藤原先生、もしそうだとすると、その問題に立ち返ってちゃんと議論しない限りはこれから先の議論できなくなると私は思うんですが、どうでしょう、この検討委員会の既に郷土沢でも上川でもある程度、高水というのは一応置いたわけですね。今度ですね。

藤原委員

容認してやってるわけです。今駒沢川でも結局、明日その現地を見て本当にこの横断面がどうなのかというのを確認しようなんて話になってるわけですけども、実際にその問題さえ、前のようなことでクリアできれば、余裕高60cmというものをどう考えるかというところがあっても、その余裕はもっと出てくるということになるだろうと思うわけです。ただ、これをいつまでやっても動かないもんですから、一応決まったことについては容認してるだけです。やむを得ず認めているというだけの話です。

宮地委員長

我々だって、その話を認めたわけじゃないですよ。前の答申の時、委員会の基本的な考え方は私変わってるわけじゃないと私思ってるんです。実際この中で100%でいいといっている方は少ない。高水は十分だといってる人はないと思います。ただ、それを答申、部会の報告が出てきて、じゃあ委員会としてはどうするかと、この後の時に例えば、こういうふうにしなきゃ答申は書けませんと、こうおっしゃるんなら話は分かるんですが、基本的に今ちょっと、そっちって藤原先生のご意見というのは、少し先の段階に進んだ、答申を書く段階のことを言っておられるような気が、私はせんでもないんです。

藤原委員

答申の前にその部会の報告をそういうことで書かざるを得ないと思ってます。

宮地委員長

それは先生、駒沢はこれからおやりになるわけですけども、既に出たところ、そうすると書き換えるということになりますか。

藤原委員

いえ、やむを得ず容認しているとうことは、そこまでは戻そうという気はありませんということです。

宮地委員長

はい、どうぞ。

植木委員

まさに藤原委員が言ったように、これはこれとして認めた上で作ったわけです、上川も結局は。もし、基本高水の問題がある程度解決するんであれば、他のまだ残っている部会はその方式でやれば、河川改修で安く上がるんです。すごく議論が楽になるんです。そういう意味では重要な話ではあると私は思いますけれど

も。だから上川は基本高水そのままにして、いろいろ考えたから、田んぼだとかなんとかいろいろ利用しようということになったわけです。あのエネルギーだって大変なことなんです、結局。

宮地委員長

そうですね。その点では、でも浅川だって、砥川だっておんなじだったと思うんですが。

植木委員

だからできるだけ楽な部会でいきましょうというんで、基本高水問題ある程度解決すれば、非常に楽になるということです、言ってしまうば。

宮地委員長

いかがでしょう、藤原先生は本意じゃないけど、容認するとおっしゃった。ちょっと話を少しクローズさせたほうがいいと思うんですが、薄川に対しては、私は少なくともそれを少し変えるという立場を取った。100%のような数字になってますが、それはこれからまだいろいろ動く可能性がある。そういうことで、今の段階で薄川の流域の住民にこの検討委員会としては薄川にこういう河川改修の方法でいこうと考える、こういう考え方を出すのはいいかどうか、そこに話しを絞って頂きたいと私は思うんですが、どうでしょう。藤原先生。

藤原委員

結構です。ですけども後で、474に見合うような河川改修というのとね。

宮地委員長

違います。逆です。そうじゃないんです。474ということを目安にして改修をやるということをとるんです。それは誤解のないようにして頂きたい。だから私、断りますけども、報告の中でもわざわざ最後に書いたのはそういう意味だったんです。これは決まったものではないと言ってるわけです。それはご理解を頂きたい。その代わりに、まだ薄川については、住民の意見聞いたりして、我々は知事にこういう要望で答申出したとしましても基本的に言って、具体的にどういうことか、この話はずっと残るわけです。私はそれは広い意味で言えば、薄川の県と住民と市と、そういうもの併せた流域対策協議会みたいなものを作って、計画を基本のところから見直すということは、やっぱり必要だろうと思っております。そういうことを多分答申の中に入れなきゃいかんだろうと思っておりますけども、今の他の部会の報告を受けてる段階とは少し違うということをおし上げてるつもりでございます。どうでしょう。大分、この議論を取ってしまったんですが。

五十嵐委員

逆にひとつだけ質問があるんですけど、基本高水は最終答申を出すまでに、もう一度やるということですか、ないということですか。あるんなら藤原さんも良いということだろうと思うんですけど。

宮地委員長

答申には、474というのはひとつの目安で改修はできる。だから、具体的には薄川全体でもう少しよくいろんなファクターを考えて、練り直せと私はそういうことだろうと思っております、率直に言います。

五十嵐委員

いや、薄川だけじゃなく、上川もいろいろある。基本高水の議論について、最終答申を出す時に基本高水についてもう一度ここで議論をして委員会の意見をまとめるということであれば、それはそれで良いんですけど、これで後全部ないということであれば、まだ藤原さんだって、私だって言いたいことある。

宮地委員長

藤原先生もできるところとできないところとあるお考えのようですね。

藤原委員

ですから、今の段階では決まったところで、要するに今まで進められたようなやり方でやらざるを得ないと思っておりますが、ただ財政が厳しい、お金がないって言いながら、カバー率100%で造るって話は基本高水ワーキンググループのところの答申にも出てますけれども、日本がまだ財政的に余裕があった時の慣習でずっときてるんですね。ですから、今のような状況になった時に、考えられることは、やはり基本高水を本当にマニュアルどおりに運用するってことで済むんじゃないだろうかって思っています。しかし、今から全部ひっくり返そうなんて気はありませんので、それなりの対応をしていかなければいけないと思います。

五十嵐委員

薄川とか、各部会は各々でやって最終的に最終答申を書く時に、もう一度時間をとればよい。

宮地委員長

今のようなことをどういうふうに付け加えるかということはございますね。当然あるでしょう。どうやるにしても、どうぞ、竹内委員。

竹内委員

ですから、さっき申し上げたように基本高水のワーキンググループなりで、かなり前の論議も踏まえた上で、財政問題も大分出てますんで、そういう状況も含めて先程、松島（貞）委員さんが言われたようにこういうケースはどうだ、こういうケースはどうだということも含めて、少し整理をして国土交通省なりの考え方をきちっと把握をして、それで論議をすればいいじゃないですか、もう一回。無駄。無駄というかそういう話が今出てるものでね。

五十嵐委員

来いって言ったってこないじゃないですか。

竹内委員

行行って話ですよ。行行って話じゃないですか。

宮地委員長

行くか行かないか別にしまして、とにかく、一言藤原委員のようなお考えは皆さん多分持ってると思うんです。ただ、答申を書く時に今の段階で部会のまとめをする時に、そこまで戻らなきゃ駄目だというのが、それだとちょっと話が簡単になっちゃうんですが、そういうことはやっぱり、どこかで言った方が良く、前の答申のこともあるし。はい。

石坂委員

戻るということではないと思うんです。だから今委員長がさっき言われたように、この小グループの報告を受けて検討委員会で議論してる中では、小グループのご報告にも、先程も幹事からご説明ありましたが、この474があくまで新しい最新データでのひとつの試算結果で、しかも雨量について見直したので、最終的にここに書いてありますように、基本高水流量として確定されたものではない。またこの流量を用いた河川改修計画についても概算の案であるため、実施に当たっては再検討を必要とし、その結果によっては、規模等が変わる可能性もあるということですから、それを実施にあたってどうしていくのかという議論の中では、今、藤原委員が繰り返し言われてる河川砂防技術基準（案）の中にあるマニュアルどおりの60から80の例えば、80をこの薄川のこれからの計画に採用したらどうかというようなことも、最終報告に意見と

して加わる可能性は、そういう。

宮地委員長

私はそれを否定してるわけではございません。ごもっともだと思います。当然、そういうことだろうと思っておりますけど、ちょっと他の部会と違って、途中の段階になっていると思いますんで、藤原委員、そういうふうにご理解頂けますか。そうすると大分時間もたちましたが、高水だけの話になっちゃいましたが、薄川の場合には、これで河川改修がこの程度で呑めるかどうかということと、高水が前の数字よりも違っている。ここがやっぱりポイントだろうと私も思っております。どうでしょう。他に何か、やっぱり、公聴会として是非こういうことを付け加えたほうが良いというような話があったら、おっしゃって頂きたいんですが。はい、どうぞ。

松島（信）委員

さっき一番初めに言ったこと、これ市民の方へ通知する時に総合治水という立場からすれば、市民側の意見というか声を是非公聴会に出して欲しいという意味です。今日の結論だけからいうと高水が中心になり、総合治水やソフト対策というのはただ言葉だけですから、そういうの具体的なことを市民側が公聴会の時に提案してくれるというようなことを私たちは積極的に聞いてきたい。それを是非、分かるように説明して、市民側へ通知して頂ければと思うんですけど。

宮地委員長

この報告の中では今おっしゃったことは5ページの、これはウとかエという総合的な治水対策の推進について、それから、森林の管理整備について、こういう段階がございますね。こういうものを公聴会の資料として、中にどういう格好で盛り込むかということだろうと私は思いますが、それは当然高水のことだけじゃございませんで、入ってくると思っております。どうでしょう。そうそう、これ申し上げたいほうが良い。清川の時もあったんですが、委員会として薄川についての考えを皆さんに見せて公聴会をやるわけですから、どういう公聴会の資料を出すかということは、この委員会の中で見てもらう必要があると私思っております。ですから、今のようなことを盛り込んで、ここの報告にある趣旨が分かるような格好の公聴会の資料、それを作ってもらいまして、次回の委員会に出して皆さんにご覧頂く。そういうことではいかがでしょう。それは是非やる必要があると思っております。それが終わった段階で公聴会につなげる。いかがでしょう。よろしゅうございますか。藤原委員、よろしゅうございませうか。拘るようですが、それじゃ事務局、分かりますね。今のようなことをできるだけもっと砕いて、それから実は率直に言って薄川の公聴会の資料というのは、少し簡単すぎたんじゃないかと私は思っておりますけども、他の部会で行われた公聴会の資料も参考に致しまして、なるべく丁寧な公聴会の資料を作りたいと思っております。よろしゅうございますか。

田中治水・利水検討室長

次回ということですので、準備させていただきます。

宮地委員長

それを次回見て頂きまして、それをご納得頂いた上で出したいと考えます。どうも確かに問題はどこも同じ問題だと思うんですよ。上川でも、郷土沢でも、どこでもそうだろうと思っておりますが、大分時間取りまして、4時までということなもんですから、ここで休憩を取ると時間が足りなくなる可能性がありますので、10分くらい休憩する。資料見なきゃ良いかどうか分からんですから。だから今公聴会の日程いつにするかというから、ちょっと早すぎると言ったんですが、資料を皆さんに見て頂いて上で決めましょう。大体、県会も始まりますんで、ちょっとタイミングが難しいんですが。

松島（信）委員

すいません。トイレというだけで5分くらいはいかがですか。

宮地委員長

結構です。ちょっとトイレ休憩くらいで、50分にしましょうか、12, 3分。2時50分から、後、議論はあると思いますが、上川も郷土沢も一応ちょっと取り上げないといけないもんですから、そちらへ参りたいと思います。じゃあ休憩に。

<休憩 14:40~14:50>

宮地委員長

はい、それでは、大分時間も取りましたので、もっと大物の郷土沢と上川の部会の部会報告についてのご審議を頂きたいと思います。申し上げときますが、4時までという約束になっておりますので、4時に今日は終わりたいと思います。それで時間が70分くらいしかございませんので、今日、どちらの部会にしましても片がつくまいと思っておりますので、時間を半分くらいずつに致しまして、ご意見、ご質問等を頂いて、時間がきたら次の部会へ移りまして、残ったところを次回にとこんなふうに考えておりますので、よろしくご協力を頂きたいと思います。それでは、記載してあります順番から申し上げますと、郷土沢になるわけですが、郷土沢部会のご報告について、前回頂きましたけども、それについてお読みになったご意見、ご質問等を頂きたいと思います。どなたからでも結構でございます。竹内部会長、何か、前回言い足りなかったことはございますか。

竹内委員

言い足りなかったことはありませんが、いずれにしても一番の論点というのは、先程以来の論議と同じように両論併記になった背景というのは、賛否両論ということもそうなんですけども、私自身は当初脱ダムの中で部会長案示せばいいんじゃないかというような話も言われたんですけども、判断として、この代替案含めて、飲み水の関係については確信もって良いといえるのかということ、財政負担の問題や、あるいは初めて硝酸性亜硝酸性窒素を除去する施設の問題、それから、もう一点はいわゆる南部から北部へ連結することが水利権の関係で可能かどうかということ、それから委員の皆さんの意思として強いのは郷土の水が飲みたいんだけれども、何で除去施設をつけてまで汚染された水を飲まなければならないのかということに対する、率直な素朴な気持ち、この部分が両論併記という背景にあったんじゃないかなと私は思っています。従って、一番最後のところにも住民投票及びアンケートという、これは村長さんの方から、それともうひとりの委員から出た話ではありますけれども、最終的な選択肢として、代替案自体も、財政負担の問題やそういうことについて、あるいは水源の可能性、水源の汚染の度合いの問題、そういうことも全容を明らかにした上で判断できる素材として、そういう手法も取り入れて頂きたい。こういうのが端的な例だろうと私は思っています。また、他の部会にこの委員会から参加された皆さんもなんか補足があれば、そんなことでちょっと言って頂ければ、ありがたいと思います。

宮地委員長

それでは、お読みになった結果のご意見等いかがでしょうか。質問がないと困るんですが。私委員として、現ダム案の他にB、Cダムなしが2つございますね。このBとCとかなり本質的な違いがあるんですか。それとも何か3つはあるのかという、本当はBとCが何かの条件があれば一緒になりうるという感覚なのか、どちらかちょっと掴みかねておるんですが。

竹内委員

Bは虻川からの取水を村が当初から計画をしていて、その認可を県の方に申請しているということです。その計画があるもんですから、それに基づいて、現在取る日量1,000m³/日について、それを既存の残った井戸水も生かしながら、対応したらどうかということになってまして、既存の計画を生かしながら、連結という対応をしていくということになります。それでCは単独で新たに北部だけで井戸を掘って、それを除去施設で処理して汚染に対応するということになるわけですけども、ひとつは認可の問題が絡んでいると、県のですね。それと用水の水利権の問題がB案の場合は絡んでいる。それとC案は水源の問題が絡ん

でいるということになります。ですから、最終的にミックスしても対応は代替案として可能性があるとするれば不透明な部分があるもんですから、こうなったんですけど、一本にすることも可能ではないかと思えます。それは今後の検討課題として一応投げかけてあるということです。

宮地委員長

どうもこれ見ると、利水についての水利権みたいなものは大きいし、その可能性ということが大きいわけですね。その辺はいろいろ努力をしてもらおうということで、かなり歩み寄れるというような感じが私は受けたんですけども。

竹内委員

ただ、虻川からの取水について、北部へそれを回していかどうかという問題ありますよね。それは虻川から1,000m³/日取水することについては水利権者とは了解済みですけども、その過程の中でいざという時の、湯水時の対応について、既存の井戸水閉鎖する部分があるわけですけども、それについては残しといて欲しいということが言われてるという経過がございまして、水利組合として北部へ連結することについてはなかなか難しいんじゃないかという、その反応があるという話はお聞きしています。

宮地委員長

やっぱり、バリアー高いですか、そこは。

竹内委員

村長さんのお話しではそういうことだった。

松島(信)委員

付け足しをお願いします。

宮地委員長

どうぞ。

松島(信)委員

今、部会長さんの言われたことで良いんですけども、ちょっと細かく付け足しますと、つまり、C案は北部簡水に関して、新しい井戸から水を供給すれば解決できる。但し、硝酸性窒素の汚染が現に基準値以下ではあるけれども、高いので、そこに除去装置をつければ水道の方は解決するというのがC案なんで、実際にC案の場合、新たな井戸を掘るといことが出ているんですけども、村独自の方法で現時点においては井戸そのものは掘ってあるんです。水は出ているんです。でも、その井戸の硝酸性窒素の値が心配だから、そのまま使うのはちょっと心配の種である。だから除去装置をつければ、とりあえずはいいんだらうと、私自身はそう思う。けれども、村としては他の井戸も硝酸性窒素の値が今後、何年かの間にだんだん上がっていくということは否定できないから、除去施設をつけるにしてもひとつだけでは済まなくなる可能性があって、全部に除去施設を必要とするんじゃないかということを経済の方の計算に出してるわけですね。現実の問題としてはそういうレベルだということは分かって欲しいと思います。

宮地委員長

そうですね。どうぞ。

高橋委員

こういうケース、やっぱり出てくると思うんです。ですから私はそのB案の中にダムによらない案の中に1,2としてこうありますよというまとめ方でもいいんじゃないか。黒沢の場合も実はそういう問題ありまして、ですから3案というよりは、むしろダムによらない案の中には、2つありますよと。

宮地委員長

現実的な方法としてありうると、私もそんな感じがしたんですからね。

高橋委員

C案といいますとね、どこが違うのというように感じますので。

宮地委員長

つまり南からもらったのを北へ全部回さないということですね、確か。そのところはやっぱり抵抗が強いみたい。亜硝酸窒素は下限値があるのですか。基準があるんだから、そうですね。

松島(信)委員

それでもうひとつ。今の高橋さんの言ったことはそのとおりだと思います。B案の方で水利権の問題でちょっと難しいなあという案は、あくまでも現状の段階で、村が水利権者との同意書を交わしてある中ではあくまでも南部簡易水道の人たちとの関係ですけれども、実際に南部簡易水道と北部簡易水道の境界線は農業用水の境界線と整合していないんです。どういう意味かということ、南北簡水の境界は、虻川を境にしています。虻川という川が村一番の大きな川なんです。これに対して農業用水はですね、虻川右岸の林地区というんですけれども、そこも水利権もとるわけです。つまり、農業用水の水利権の境界は北部簡水の方まで及んでいるんです。

宮地委員長

そこは汚れているやつですよ、林というのは。

松島(信)委員

そうじゃなくて、虻川からの用水が、虻川の左右岸の両方へいってるんです。だけれども、右岸の人達、水道は北部簡水なんです。

宮地委員長

はい、そうですね。

松島(信)委員

だから、南部簡水の人達が俺たちの水は北部へは絶対いやだよという理屈はちょっと無理があるんじゃないかなあと思います。北の人達も利用しとるわけですからね。だから、これは突っ込んで議論できないんです。一種の感情論になってしまってます。

宮地委員長

やっぱり、そのバリアー高いですか。

松島(信)委員

いや、高いかどうかというのは、村の問題になっちゃっておりますので。

宮地委員長

そうですね。どうぞ、他の委員の方。私、率直に言うと、郷土の場合、両論併記で出てきたから、さて、これ、どういうふうにしたらいいか、非常に頭が痛いんですけど、私ばかり質問して申し訳ないですが、部会委員の中、要するに、例えばダムでいこうという人と、ダムなしで何とかしようという人と見ると、部会のメンバーの中では、ダムの方が賛成が多いみたいですね、確かそう。公聴会の方では逆にBとCと一緒にすれば反対になっている。それをどう考えるんですか、部会長さん。

竹内委員

難しいところですけど、公聴会自体も応募した結果ですからね、何とも申し上げられませんが。

宮地委員長

私、そういうこと言いますのは、前の答申書いた時から考えると、両論併記の場合にどっちを書いたって、どっちかの反対側から叱られるということになると、どこのどういう段階で話しを考えていっているのか、その辺で実情が良く分らんもんですからね。

竹内委員

郷土の場合は、みんな実直に論議頂いたと私は思ってるんですが、いずれにしても、先程冒頭申し上げたように、ダムによらない案も、率直にいろいろなことを出して検討した結果、最終的には水利権の問題、そして財政の問題、水源の問題、この大きく分けて3点にひっかかった部分があって、それで、ひとつの結論として、よし分かったというふうにはやはり判断できなかったというのが、率直な事態でありまして、一番最後、14ページの一番下の手前に村の財政負担、新規水源となる井戸や除去施設の可能性について、県が村と協力の下、早急に明確にした上で行うと、住民投票などをやる場合、やってもやらなくても、このことだけは明確にしないと、言ってみれば、地元の皆さん方のご理解といいますか、対応として、よし、分かったというふうにはなりにくいだろうという判断でこう書かせて頂いたという部分です。ですから、答申がどういう形で出されたにしても、早急に先程の財政の話しに戻りますけれども、例えば新規水源となる井戸や除去施設の可能性は、これは何らかの県の方で予算化して頂いて、村と連携しながらやって、その方向を明らかにしないと、実際には方向というのは、これでよしというふうにはいけません。これが今の部会の限界として、今までの方向としては判断できなかった材料として、是非、早急にやって頂きたいということは申し上げておきたいと思うんですけど。

宮澤委員

委員長。

宮地委員長

はい、どうぞ。

宮澤委員

水の問題にかかっておりますので、部会長にお伺いをするところでありますが、飲み水の問題でありますので、必要な時期といいますか、人口推計に基づいてどうなっていくとか、いろいろな問題が出てきてらっしゃるということ、これ見て拝見させて頂いたんですが、可及的速やかに対応策をとらなければならないと思うんですが、部会長としてお任せになられる中で、その可及的速やかな時間はこうだということですが、お感じになられてるものがありましたら、お聞かせ頂きたいんですが。

竹内委員

ひとつには既存の先程の虻川からの取水の問題、これはもう村の既存の計画ですから、早急に県の方で認可の問題を処理して頂きたい。これがひとつです。これはこの問題と関わりなく、早急に処理して頂きたい。その処理の経過の中で、例えば水利権の問題、これも協力の下にある程度水利権者との協議をするのかしないのか、その辺のところは当然、認可の経過の中では出てくるだろうと、これははっきりして頂きたいのがひとつです。それから、具体的な案をまとめる作業というものは、新規水源の可能性、除去施設の可能性、あるいは財政負担の対応、これについては早急に明らかにして頂いて、村の方が今後の計画について判断できうる材料をお示しを頂きたい。この2つです。ダム計画自体は10年先とか、そういう話ですから、当然、上水道の関係もそれと平行して論議はしてくんでしょうけど、当面それがはっきりしなければ、判断できませんし、県の方としても処置として困るだろう。また住民投票やるとしても、そのことがはっきりしなければ、住民の皆さんも判断できないでしょう。要するに、村とすれば、飲み水はこうです、ダムはこういう飲

み水ですというようなことははっきりさせて財政負担はこうなります、水道料金もこうなるでしょうということをはっきりして判断しなければ、きっとできないんじゃないかなと私思ってます。ですから1年以内くらいには何か調査なりしっかりした上で明確なものを示していく必要があるだろうということです。

松島(信)委員

もうちょっと説明させて頂きますと、郷土沢川部会をスタートした時点においては、例えば硝酸性窒素に対する除去施設が可能かどうかということが、いろんなところで調べてもらったり、私たちも調べたんですけども、その時点では分からなかったんです。ところが、後半にいったら、除去施設は意外と急速に進歩しているという事実が分かってきて、それで、現に日進月歩の勢いでもって日本中この硝酸性窒素汚染問題は普遍的にあるらしくて、除去施設もどんどんと、例えば今年造られる施設よりも、来年造られる施設の方がもっといい施設ができるとか、安上がりになれるとかというような見通しがあるわけですね。ですから、今言った財政の問題のようなことをどうするということがある程度見通しがつけば、そういう施設があるよということが明らかになった時点で、部会委員の中でダムを是非という人達の反応は、例え除去施設で取り除けたとしても、でも原水に硝酸性窒素が混じるとということがある以上はダムの水の方が硝酸性窒素が混じっていないんだから、ダム水でなくちゃ困るというように、そのところはどうしても感情論になっちゃったんです。

宮地委員長

砥川の時に似たような話があって、地下汚染があるから、汚い水よりはあっちを飲みたいという話がありました。同じような状況があるんですが。それから、部会長、この中にダムを造らない場合は応急河川改修というのが8億とかって書いてある。応急ってどういう意味ですか。

竹内委員

要するに、ダムありの場合、抜本的な河川改修、言ってみれば要するに引堤で対応するようなものも含めている。ダムなしでも当初それでやっておったんですが、そうじゃなくて、そこまでやんなくてもできるだけ、人家にも当たらないように、あるいは用地も取られないように、安く1/30の確率をクリアーできるものはないのかと、こういう論議の中で出てきたのが部分的に前にお示した図面のところを改修それぞれしてくということで出されたものなんです。ですから抜本と、応急という意味で分けて、但し、これでクリアーはできる。当面応急的にやることによって、治水安全度はクリアーできるということで、皆さんが代替案としてそれでいいでしょうということで、一応まとめたものです。

宮地委員長

ダムを造った時の河川改修っていうと17億くらい算定されてるんですね、確か。それよりはるかに安い。半分くらい。

竹内委員

できるだけ用地も当たらないように。

宮地委員長

ということは、本当はダムを造った時の水量はクリアーはしてないということですか。

竹内委員

ですから、流下能力が不足する部分とか、そういうところを見直して、できるだけ既存の堤防を生かして対応してくということでやったものです。但し、問題になるのはその場合には補助金、県単事業として対応するしかないだろうということで試算しています。

宮地委員長
そうですね。

松島（信）委員

そのことについてもうちょっと私も補足説明させて頂きたいんです。最初の抜本的な改修というのは現在のある堤防を本当に抜本的に改修するという方法です。ですけれども、芦部川というのが本流なんで、郷土沢じゃないんですけど、芦部川の堤防というのは40年前の36災害の復興の時に造られた護岸であって、今説明がありましたように、郷土沢ダムによらなくても流下能力はほぼあるわけです。ですから、応急的な部分改修というような、今の堤防を壊すというような、そういう抜本的にやるんじゃなくて応急的にもできるという案が出されたわけです。県の方から出してくれたわけです。それでも何箇所か、問題の箇所が出ました。でも、その数箇所の中でも可及的という意味にすれば、役場などの人口が一番集中している一番最下流部、ここを優先的にやるのが大切であるというようなことも確認されておりますので、この応急的な河川改修そのものも順序性をつけてやれば、もっと順調にできていける可能性もあるんじゃないかなあと思うんですけどね。

宮地委員長

どうぞ、その他に。私、率直に申し上げてこの郷土沢の場合には、治水問題というのはウェイトは小さいという感じをもったんですが、お金の面から、それから応急改修を年次的にとか重点的にやっていくという意味では、やっぱり問題は前から出ているように利水の問題、それから水利権の問題があるし、これ見ると豊丘は10数億のお金がいりそうなんです。100年分まで勘定するというとちょっと気が遠くなるようなんですが、初期投資ならば、豊丘11億。

松島（信）委員

だから、それは全ての井戸に対して処置すると、そうなるということです。

宮地委員長

そうですね。全部、理想どおりにやるとね、そうですね。

松島（信）委員

だから、そのことについてはこんなに必要ないものまでどうして予算付けするのかというところで私は相当そのところを主張したんですけども、やっぱり、村の方が主体ですから、村からそういう要求が出れば、それを出さざるを得ない。

宮地委員長

そうですね。郷土の部会。松岡さんもそうですね、郷土の部会。

松岡委員

時間がないからということで止めたのを、ここで出すとまた時間がきちゃうので止めておきますけれども、私自身は、最初村長さんの立場上もありまして、ダムという委員の方が多かったんですけど、途中から、村が虻川の取水を県の方をお願いしていたというのが明らかになって、私が知らなかっただけなんですけれども、なんだ村もそういう安全を見込んだことも考えていたのかみたいなことを途中から聞きました。けれども、その場合は例によって水利権とか村民のそれまで歴史的ないろいろなものがあると思いますので、そう簡単にはクリアーできなくて、ダムの方へ傾いてきたのかなというような気がしないでもない。どっちが先だったのか分からないので、なんとも言えないのですが、その他にせっかくあんなに良い水があって、自分たちの扇状地のところは、その上には産業廃棄物の処分場もございますし、将来的に見ても事態がどんどん良い方向にいくとは私自身思えませんでした。だったら、ダムを造らなくてもその郷土沢の水を飲んで、なおかつ上手に下の方の量的には大量にある水を、結局は言ってしまいましたけれども、ファームポンド構造

でやったら、7億くらいでできるという話もありましたので、そんなこともどうかとは思ったんですが、もう2案に絞らなければならぬという時期に入ってしまったから、これ全部ひっくり返っちゃったら大変です。せっかく下の方に農業用だったら水としていっぱいあるのに飲料には適さない、上の方には量はすくないけど、ピンに詰めて売ると金になりそうな非常に良い水がある、その辺上手にやると、単に飲み水の問題が解決するしなだけでなくて、簡単にその水売っただけで儲かるなんて思いませんけれども、水利権もらっておけば、私がもし地元の間人であれば、大変に幸せに感じるなということを感じました。郷土沢の場合、治水の問題はあんまり大きくない。そうなんです。生活貯水ダムなんですから、19m³/sや16m³/sなんていう洪水流量を調節しますというのは、本音を言えば、一番最初に申しましたように、地方の中小の農村といいますが、財源の厳しいところは、そういうところへお願いしなければ駄目なような財政事情がある。今の補助金制度の中で、そういうことを見なければ、こんなものは治水の役を果たしてないじゃないかと言っても、そんなの当たり前で生活貯水ダムなんですからというところを見て頂く。根本的なところを話すのであれば、よろしいんですが、こんなインチキじゃないか、こんなので治水できるのかみたいなの、そんな見方でこういうダムやこれまでの県の取り組みを評価してしまうと、ちょっと違う。そういう意味ではせっかく役人の方もおられるんですから、郷土沢みたいに求めるとすれば水はあるかもしれない、だけど水利権の認可の問題とか、いろいろ問題になっているようなところもあれば、三水村のように掘ろうと思ったって良い場所なんてない町村もあれば、いろんなところがあります。ここに載ってる載ってないに関わらず、そういう全体を見ながら制度、補助金とか、そういうので考えていってもらえればありがたい。ここの俎上にのぼっている流域だけであきらめてくれという話だけで、しゃんしゃんって終わっちゃうんじゃ、どうも長野県民としてはスッパリしない。この間もある部会でそういう発言ございまして、地元の流域じゃない人が、ちょっと外から来てこんな勝手なこと言って、やるだけやって逃げられちゃったんじゃ信用おけない、たまったもんじゃないという、そういう不信感というのはあるんです。その地域の部会にいくと、何となく口には出さないけど、この間たまたま出しちゃった、そういうのはまだ蔓延していると思います。ここだけごまかしていいじゃないか、基本高水を下げてしまって、通るってことにしちゃえばという、そういう論理もどうも今までと違って、どっかでごまかさされたような気がする。流れる流量変わらないのに、ブランドというかグレードだけ上がったことになるのみたいな、そういう不信感があるといけません。だから、出せないものは出せない、暫定措置は暫定措置ということで、はっきりさせるところははっきりさせていかないと、もう駄目な時期にきています。今、聞かれたこととは違うかもしれませんが。

宮地委員長

ちょっと時間も来たんですが、とにかくこの郷土沢というのは、両論併記であるという意味からして、これから委員会の中でかなり議論をしないと方向をどうかけるか難しいところがあると思いますが、さっきも申しましたように上川の方も、部会報告を出したまんまというわけにも参りませんので、郷土沢の方は今日はこの段階で切っておきまして、次回にもまたご議論を頂きたいと思っております。よろしゅうございましょうか。それでは、次の上川の部会の方をお願いを致します。こちらは一本化した話になってますが、その中にはやはり先程藤原委員がおっしゃられたような問題も含んでおりますし、要するにこの2つの部会は、部会の公聴会を済ませて、検討委員会に出てきたわけですから、検討委員会自身がもうこの段階で答えをどう考えるか議論して良いわけです。それ最終になるわけだと思っております。そういう意味でいろいろご意見を承りたいと思うんですが、まずいかがでしょう、この間のお話しを伺って確かに部会の報告を見ますと、先程から問題になっている基本高水の検討というのはこれからできるプロジェクトチームの課題ではないかというようなことを確か部会報告の7ページくらいに書いてあるわけございまして、それは一応、ああいうことで考えてみた案がこれだという話だろうと思っております。私もそういうことは重々理解しておるつもりでございますが、いかがでしょう。どうぞ。

松島(信)委員

質問とかそういうのじゃなくて意見なんですけれども、上川は利水がないという、それから上川ダムそのものもちょっと特殊な方たちとか、いろいろなものが噛み合まして、私、外から見れば、非常にすっきりした形の報告書になっておるといようにみるわけで、他の部会のような苦しみ、答申の中には苦しみの

過程の中ではあったんでしょうけれども、非常にすっきりした形が見えるわけで、感じるわけで、そのことを今度、検討委員会の答申の中には、この中の一番大事な要点を生かす形でまとめていけばいいんじゃないかと、そんなにここで、今言った基本高水とかそういうことの議論はちょっと抜きますけれども、そういう議論については大変模範的なんじゃないかなと思って、この前お聞きしたんですけれども。

宮地委員長

どうぞ。

植木委員

確かに利水問題が大きな問題として出なかったというのは幸いだったかなという、ただここでも農業利水の問題があるんです。水問題が昔からここもやっぱりありまして、ただ、それはいろんな堰って言うんですか、それを造りながらいろんなことで解消してきたという、そういう歴史があるわけです。但し、それでもまだ水が不足してるところがありまして、そここのところも現地検討会でため池のようなものを設置したらどうかという、そういうような方向性を出しているわけです。ただまあ、他のところと比べると水道水の問題だとかはほとんどここではなかったの、そういう意味ではやりやすかったかなと思いますけど。

宮地委員長

ただこれお金高いですね。

植木委員

そうですね。ですから、問題はこの基本高水、また話しを戻しちゃあれなんです、これでやると部会でも議論したんですが、いつこれができるか分からないような感じになるわけですよ。

宮地委員長

できるできないとなっちゃうと、ダムの問題ですからね。

植木委員

ですから、一応優先課題というものを一応作って、当面これからやったらいいんじゃないかというところをその内、基本高水の問題も多分検討されることによって、いずれこの流量も変更されることもありうるわけです。その辺は今後の課題ということになっておりますので、そういうふうに理解しています。

宮地委員長

本当、7ページのところに今後の検討課題といってるわけですから、本当、藤原先生がさっきもおっしゃられましたように、これが決まったものとして承認しているわけではない。けども、一応、これで回避しなきゃしょうがねえというのが実情ではないかと私は思ったんですが。はい、どうぞ。

藤原委員

植木さんに教えて欲しいんですけども、水田の貯留の問題なんですよ。10日の日に部会やった時に、水田貯留の可能性はないという発言があったんですね。特に畦畔の問題なんかが。どうなんでしょう。ここにも、全国的に例がない、云々と書いてありますけれども、この水田貯留の可能性というのは、特にここは1,000haですよ。だから、相当大きな面積でこれがうまく使えるんだったらいいなと思いますけども、そういう意見も出てるんで、可能性というのはどんなもんなんでしょうかね。

植木委員

そうですね。その問題に関しても基本的にはほ場整備済みの水田を利用するということで、これはかなりしっかりしたものであると理解しております。その畦畔の手入れの問題とかいろいろあってそれぞれ畦畔によっては、弱いところもあるだろうし、いろいろだとは思いますが、一応部会の中では、これだけ流域が

広くて相当水田がある。これを利用しない手はないだろうという、言ってしまえばですね。その方法をどうするのかというので、やはりもめたところで、否定的な意見は確かにあったんです。あったんですが、一応、農家の方も部会員としているわけですし、いろいろと季節の問題だとか、それから水を止める工夫だとか、そういったものも現地検討しまして、可能性はあるんじゃないかというようなところで話はそこで終わってるわけです。実際これから詰める部分なんですね、言ってしまえば、そういう意味では心もとない部分はあるんですが、ひとつの試みとしてやろうじゃないかということなんです。課題は多いんですが、とにかく前進しようじゃないかと。このデータが、もしかしたら他の流域、あるいは地域において参考になる可能性があるんであれば、それはそれでいいと思ってますし、多分そういう調査体制をとった中で、また新たな課題が出てきて、あるいは解決策が出てくる可能性もあると私は今のところ理解しておりますけれども。

宮地委員長
どうぞ。

藤原委員
駒沢川の場合には、水が基準点までに43分が出てきちゃうという。そうするとそんなことやっている時間ないよという話しも出てくるんですね。

宮地委員長
そうですね。

植木委員
ですから、それは多分上川の流域がああいう非常に広いという特性なんですね。基本的には降った雨を貯めるということなんです。ですから、工夫としてはピークになる前に水を水田に流しておいて、そしてある程度の工夫しながら降った雨をそこへ貯めていく。そしてピークをずらしていくというような方法が多分考えられるだろうと思っておりますけれども、その辺も検討課題です。実際に試験的に田んぼを使って調査、研究というのが必要になってくるだろうと思っておりますけれども。

宮地委員長
どうぞ。

宮澤委員
植木部会長に、水田の問題、私も大変興味をもって、部会長にお願いした経過がございますけれど、また、利水ワーキングの方から出させて頂いたこの淀川の参考資料の1も拝見をさせて頂いて見たところでありますが、そのことについてはいろいろな意見、農家の方からどんな意見が出ましたか。具体的にあれば。

植木委員
この報告書の議論の経緯の中である程度書いてはあるんですが、最初は部会の中では半信半疑なところがあって、部会員の中でも農家の方が数人いらっしやりまして、そこでちょっと無理だ、無理だという話があったんですが、徐々に徐々に話をこうしたらどうだろう、こうしたらどうだろうという中で、部会員の方々は納得してきたということです。但し、この経緯を知っていれば、ある程度やれんことはないだろうということで理解できるのですが、例えば、公聴会ではそれは無理だという意見はありますね、農家の方から。そのところは確かに農家の方の協力というんですか、そういったものも当然必要になってくるわけですが、やはり総合流域ですから、単に水田所有者だけには任せられない。だからいろんな面での対策を考えて、その中でも農家の人にはこの部分はひとつ協力を頼むということをお願いするしかないわけです。ですからこれも多分データをとって、ある程度説得力ができれば、理解してくださって、農家の方も協力してくれるんだという希望的観測ですが、そういうふうに思っております。

宮澤委員
委員長。

宮地委員長
はい、どうぞ。

宮澤委員

最終的に、ここで上川の部会のまとめるところ、ここまで詰めて頂きましたんで、私はお願いでございますが、実は私、水田の水張り減反を平成6年の11月30日のWTO特別委員会で提案したひとりなんです。要するに水張り減反という水田の水を保つ機能、これとても重要だと考えておまして、もしそれが実現できるとしたならば、水田は再度見直されるべきですし、備蓄米の件ですが、これから米も要するに入札で決まるようになります。そうなってきた時に、その指定地区の田んぼについては、例えば学校給食のお米を特別買い上げるとか、そういうような位置づけを持たせながら、そういう部門で水田をキープしていくとか、もし流された時には、そういうところは復旧を優先する等の保障制度を作るとか、何かそんなようなことで、せっかくここまで踏み込んで頂きましたんで、是非ともそういうような制度をこの上川の水田対策の段階から発信して頂ければありがたいと、こういうことをご提案させて頂きたいと思っております。

植木委員

確かに水田に対しては新たな機能、あるいは役割をもたせるわけですし、これは大きな意味があると思います。そういう意味では、貯留すべき水田における特別な位置づけも今後考えていって、是非、それを維持するような形でやっていく。米の利用から、保障の問題も含めて是非、やっていくべきだと思います。

宮地委員長

なるほど。こういう例は、あんまり多くないですか、全国的にもまだ。

植木委員

そうですね。ほとんど聞かないですね。

宮地委員長

たまたまこのほ場整備って並んで出てたからできるわけですか。そうじゃない。

植木委員

茅野の上流域の水田は非常に見事に整備されてます。ほ場は今でも整備を続けているんですが、一面の田んぼの状態できちんと整備されたから、その手筈ができたと理解してるんです。一般の方がそこそこやっているような田んぼでは、どれくらいうまくいくか分かりませんけれど。

宮地委員長

やっぱり、ほ場整備やっているというのは幸いだったわけですね。そうですか。

植木委員

その辺との絡みがあったんだと思いますけど。

宮地委員長

遊水池、ため池とも書いてあるんですが、それはやっぱり、考えておるわけ。

植木委員

それは考えております。例えば、上川と宮川という大きな川があるんですが、1/50の確率で河川改修

をやりながら、残りは他の対策でやろうということですから、とても水田だけでは無理でして、各戸貯留、利水タンクをやるだとか、それからため池もひとつの候補として、先程言ったように農業利水のためのため池を作る場所もある程度選定して考えてはきておりますし、そういう意味ではいくつかの候補地は具体的に挙がっております。

宮地委員長

そうですか、あるわけですね。あそこはやっぱり流域広いから、そういうこと可能ですね。ああいう状況は他の河川にはほとんどないですね。どうぞ。

石坂委員

質問的意見ですが今出てることの関係で言いますと、例えば浅川などの場合と比べて考えますと、浅川の場合、やっぱり流域の都市化が急激に進んだことによって、具体的には水田が失われて、結局都市型水害が浅川流域に集中する結果にもなったわけです。そういう点で今上川の流域の現状とか地形が将来に渡って良い意味で保存されて機能を果たすっていう前提で、初めて今の提案されていくつかが成り立っていくと思うんですけど、そうした場合に、たまたま水田貯留とか、各戸貯留の話いろいろ出たんですけど、遊水池、そういうことに対して、つまり、水田が水田であり続けてもらうために自然に任せていけば、やっぱり減反が進んだり、農業破壊が進んだりということの中でこの流域の現状というのが保たれていくかどうかというの、危うくなっていく可能性というのあるわけです。その場合に、維持し続けて頂く場合には、例えば遊水池などを設置していく場合にもそうなると思うんですけど、この報告書にも書いてあります桶川市の例とか、一定のそういう金銭的な保証とか、ルール、基準というのを設けてがんばって頂くという角度からの支援がないと駄目ということがひとつありますよね。それと、ずっと午前中から議論になってます基本高水との関係で、全体の貯留量を、この報告書見ますと、水田貯留で300万m³お考えなんですけど、全体として治水対策としてカウントしなければならぬ全体の流量の中での優先順位の位置づけをどう考えていくかということと合わせて考えた上で、最優先であれば、何をあいてもしなくちゃいけないということになるわけですし、また一旦この環境が破壊されたら二度と戻らないということも考えて、そういう投資をする意味があるという考え方もひとつあるでしょうし、そういう角度から考えていけなかついけないと思います。考え出すといろいろ逆に複雑になってくんですが、先程、部長もそんなご発言あったかと思いますが、上川の場合はいくつか考えられるダムによらない総合的な治水を、どういう具体策で対応していくのかについて報告をまとめていくということになると思いますので、その中でどこに思い切って優先順位を置くのか、その場合、どういうルールでやっていくのかというあたりを詰めてく必要があると思います。部長のお考えもあつたら、議論の中で強調されて確認されてきたことがあつたらお伺いしたいと思います。

植木委員

はい、国策によって水田がどんどん減って行って、その地域がどんどん宅地化していくということになれば、今我々が描いているこの構想は基本的には難しくなります。但し、私は例えば雨が多く降る梅雨時期、あるいは秋の台風時期のような集中的な豪雨のあるような、こういう特徴のある日本のこういった国が、例えば、水田というもの、我々は米を食べて主食としているわけですが、こういったものを利用するというひとつの大きな考えの下でこれを位置づけるのであれば、私は簡単にどこでも起こってるような減反だとか、土地の開発だとかいうものは、ある程度食い止められる可能性もあるのではないかと一方では思ってるわけです。この流域がそういう機能としてひとつのモデルとなっていくのであれば、それなりの新たな河川法の考え方にも則っていくならば、そう簡単に田んぼをなくすだとか、開発を進めるだとかいうような形で進まないのではないかと、そうあって欲しいと思ってるんです。それが日本のこういう自然との付き合い方の方法として大きな意義をもってくると思えば、これは全国に発信するようなものだと思っています。そういう意味では今の政府の流れで行くならば、減反の流れ、あるいは、山村から都市への流出だとかという問題があるわけですが、これは大きな問題で、私は基本的に大きな問題だと思っている。しかし、そういう中で駄目だ、駄目だと言ってはいられない。我々が今できる流域の対策は何なのかということで、今動き出さざると得ないと思ってます。問題なのは、これからこういった流域をやっていく場合に、やはり地元の人たちの参

加ですよね。それが、ここで載せてるように、これからある協議会なるものを作って積極的に地域の人たちが、自分たちは治水を一方でやってるんだというような意識とともに、その流域が川と親しみ、そして、地域そのものがいくなれば、何て言うんですか、治水効果の高い流域として認められ、国からもそういう形でモデルとして常に参考にされるようになっていけばいいのかなあと考えておりますけれども。

宮地委員長

はい、どうぞ。

藤原委員

感想なんですけど、一昨年夏、現地調査をした時にダム計画の話聞きながら現地を見て、それで自然の景観が残っている谷間のところからトンネルを造って、導水管でもってため池みたいなところへ水をもっていくという話を聞いた時にこんな計画はとんでもないと思っていたわけです。ですから、今度の報告を見たときに、要するにダムなしということで一本にまとまったということはすばらしいことだと思いますので、ダムなしのいろんな具体的なことをどういうふうにやったら、これがクリアできていくのかということ、やっぱりこれから考えていく必要があると思っています。

宮地委員長

この上川の場合には幸いにして住民の合意も得られておるようだし、ただ、率直に言って、まだ具体的に本当にできるかなという感じはいろいろあるわけですね。だから藤原さんのおっしゃるとおり、それをどうやって具体化していくか、それにはやっぱり、協議会と書いてございますけども、こういうことが率直に申しまして、今までのダムのやり方っていうのは、住民に一応ご相談になったとは思いますが、私、清川とか今度の薄川の話見てまして、その計画を本決まりする前に、やっぱりいろいろ相談をして欲しかった。この検討委員会もまさにそうだと思うんです。そういうことがあれば、藤原先生がさっき、おっしゃったような問題も、もっと頭からガミガミやれるわけです。ところが、あるところまでいくと戻れんというような話が出てくる。だから、どうしてもこうあって欲しいという話になっちゃうわけなんですけど。だから、そういう意味で、これからどの場合でもそうですが、ある程度率直に言って、最後まで詰めない、あいまいな形で答申出てくる部会あると思うんですが、そういう場合に一番大事なものは、その成り行きをこれからみんなで見ている、お互い相談しながら案を進めていく。計画を進めていく。そういう姿勢が全体として欲しいんだらうと私は思うんです。だから、ここで協議会と言っておられることは非常に最後もつわけでございますけれども、これは先程の話をまた蒸し返して申し訳ありませんが、薄川のあれだってまさにそうなんです。具体的なことはございませんので、奈良井川水系全体の話をするときには、私はおそらくその奈良井側水系流域協議会とか、そんなものが絶対必要になってくるんじゃないかと思ってるんです。その時に、やっぱり決めてしまう前に、こういうことではどうだろうとかといういろんな話が出てきたほうが実りが多いんだらうと私は思っております。ちょっと余分なこと言い過ぎておりますが、これはもう時間になってしまいました。上川の方は藤原先生も大変賛意を表して頂いて、具体的な話しのかけ考え方、まだいろいろ問題あるかも分かりません。今日、これで全部OKというわけじゃないと思いますので、次回、どうぞ。

竹内委員

一点だけ、前回は長谷工の関係については、話が出たんですけども、一応、この報告書では長谷工コーポレーションの関係については県に一任するという事で前回お話し頂いたんですが、例えば当初のダムによる対応として、それぞれ別荘開発、上流にホテルということで計画されたものを、今回は総合治水対策というふうになった場合に、いわゆるその辺のところは長谷工との関係は、今までの利水分、ダムの負担金として、8億6,000万円を支払ってること、返して欲しいというのは分かるんですけど、他の別荘開発、開発費用に関するなんかというのは、影響があるのかどうか。その辺はどんなふうになってるんでしょうか。中止するのか、流れがまったくわかんないもんで、そういう論議があったのかどうかということです。

植木委員

長谷工問題に関しては、実はそれほど突っ込んだ議論はしてないわけです。今後どうなるのかというのは、全く私どもは予想が付きません。これは長谷工さんの事情でしょうから、私どもは何とも言えないんですが、基本的にはこの流域の対策というのは、何でもかんでもこれから開発していいというわけではないんだという、根本的な考え方がこの中にあるですね。ですから、森林整備も含めて、ある意味ではそういった規制の問題というものも、一定程度抑えるような工夫も必要になってくるんだと私は思っています。具体的に長谷工さんの問題については、先程言いましたように、どうしていいのかというのは正直言って分からないです。ですから、場合によってはこの検討委員会の場で議論してもいいのでしょうか。私は何とも言えない。部会としては何にもしてないんですが。

宮地委員長

部会としてはいえませんよね、きっと。

竹内委員

私、聞いているのはもっと純朴な話で、蓼科ダム計画自体が長谷工さんの開発がらみの関係で浮上した部分というのを消してるもんですから、ダムに変わる総合治水対策とやった場合に、何か変化があるのかどうかということだけ、ちょっと、その辺のことだけなんです。

宮地委員長

それは難しい問題。検討委員会だけでも結論は出せない。県の方はどう考えているかということもございますですね。その辺はやっぱり、良く聞いておかないと。

竹内委員

もし、知ってれば聞いてみた方が。

宮地委員長

今の段階でご返事できますか。あんまり慌てなくてもこの次でもいいんじゃないかと思ってるんですが。まだない。まだ答えられんとおっしゃっておられる。今の質問のこともお考え頂きて、やっぱり、いつかはここでやらなきゃいけないと思いますんで、お考えおきください。そうしますと、大体。

松島(信)委員

今後のことで上川の方は、検討委員会の方で答申を出すというのを、上川の方はどんどんそっちに入った方が良くないんじゃないでしょうか。

宮地委員長

今日の段階でそこまで行っているのか良く分からなかったものですから、次回、今の議論のご様子ですと、質問がそうたくさん出たわけでもございませんし、次回の委員会では上川がどうするか。その後、郷土沢の問題をどう取り扱うか。そう考えておるんですが、今日の段階でそこまでいっちゃっていいですか。

植木委員

さすがに委員長のその判断でよろしいと思うのですが、もし、異論がないのであれば、どんどん進めるものは進めていった方がいいと思います。

宮地委員長

私は別に遅らすことを考えているわけではございません。前にもお話ししましたように、まとまったところはまとまったところでどんどん答申作ることをお考えおかないと、みんな揃ってなんていったらどうなるんですかね。だから、なるべく早くいきたいと思えます。ただ、来週の木曜日、委員会想定しておりますから、

そこら辺までにもういっぺんお読み頂いて、それで、それでいいんじゃないかというのなら、はっきりそこら辺で決めた方がいいと思っておりますが、どうでしょうか。今日やった方がいいですか。やると越しますが、どうでしょう。ここの空気はこういう空気ですから、今の松島（信）委員のご提案が出るような空気だったということは残っておると思っておりますが、よろしゅうございますか。それでは、次回は上川とそれから、郷土沢の話を中心に審議を続ける。そんなふうにしたいと思っております。以上のことで大体こちらでは用意したことは終わったわけですが、今後の日程について確認をしてみたいと思います。清川につきましては、前回報告しましたように、2月の8日に公聴会を開催することをもう公示してあるわけですね。その手続きは終わっております。それで清川2月8日でございますので、小グループの委員が主になって、進めることになっておりますが、また改めてご案内申し上げますので、ご協力をお願いしたいと思っております。それから、次回以降の予定では、1月23日が決めてありまして、2月の4日、14日、21日を、委員会を予定しております。但しその間に部会がどんどんどんどん開催されておりますので、各委員とも大変お忙しいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。私の方から申し上げることは以上でございますが、委員の皆さんから何かございますでしょうか。幹事会から何かございますか。

田中治水・利水検討室長

それでは、次回、21回になりますが、1月23日（木）場所はこの百景苑で、この場所をお願いしたいと思っております。時間は午前10時から午後4時ということで、大変、お忙しいとは思いますが、ご出席の方、よろしくお願いをいたします。以上です。

宮地委員長

それでは、以上で、本日の会議を終了したいと思います。どうも、長時間ありがとうございました。

以上の議事録を確認し署名します。

署名委員氏名 _____ 印

署名委員氏名 _____ 印